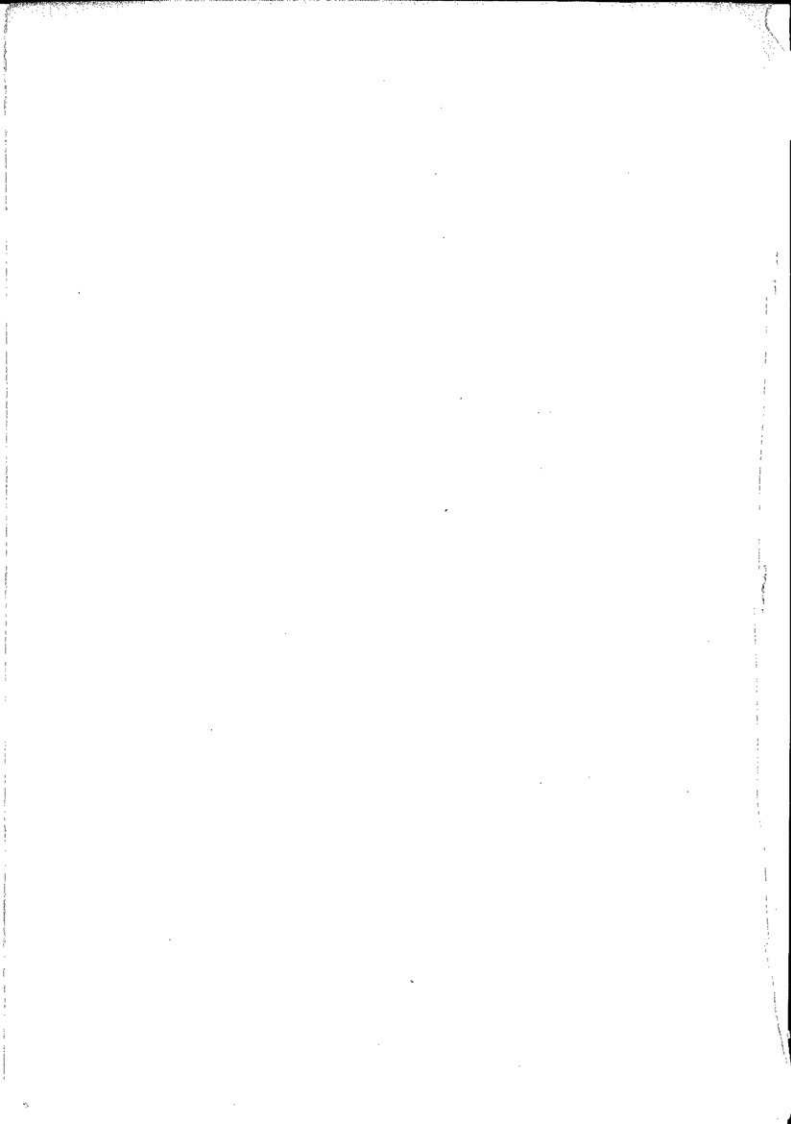
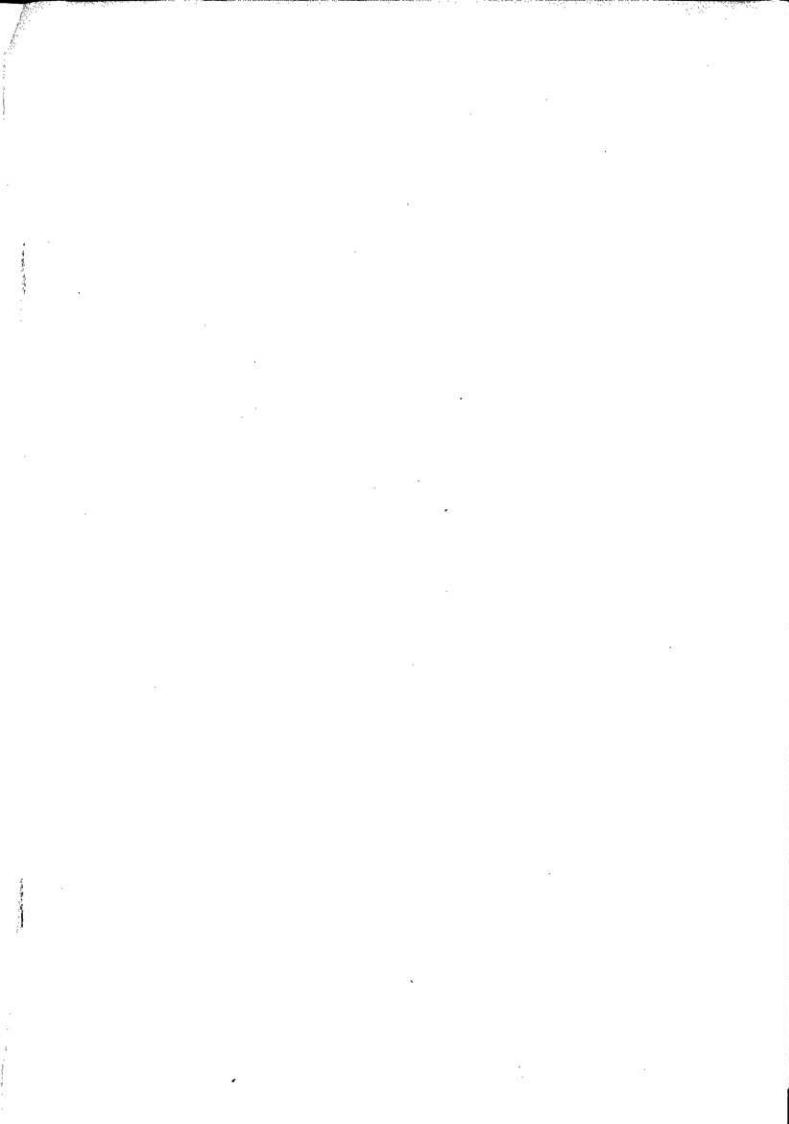


特別史跡

新居関跡修理工事報告書

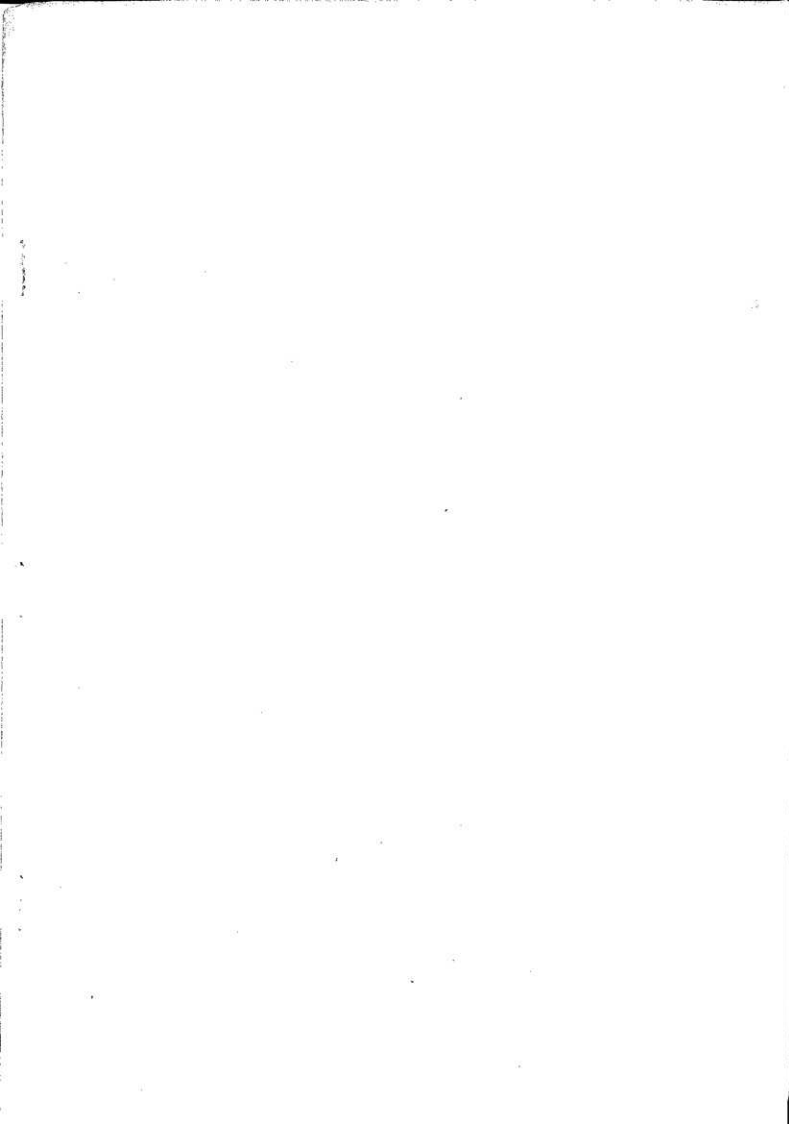




昭和四十六年十二月

特別史跡 新居関跡修理工事報告書

新
居
町



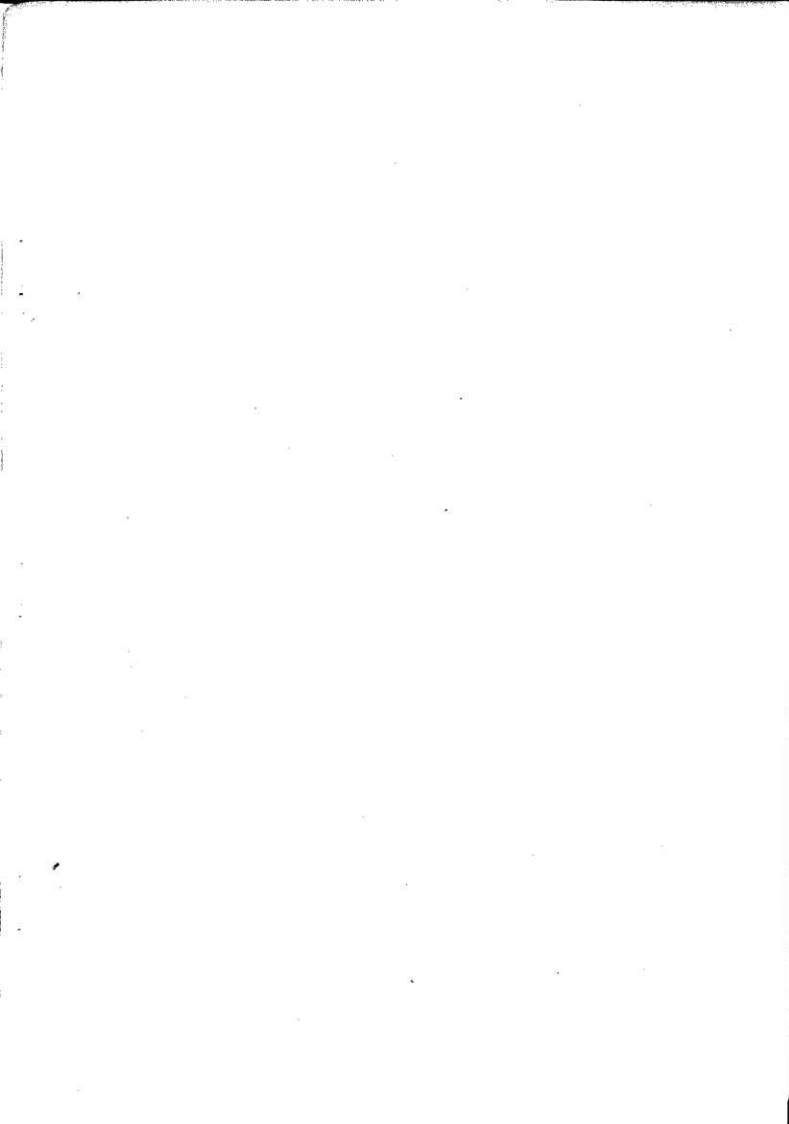
序

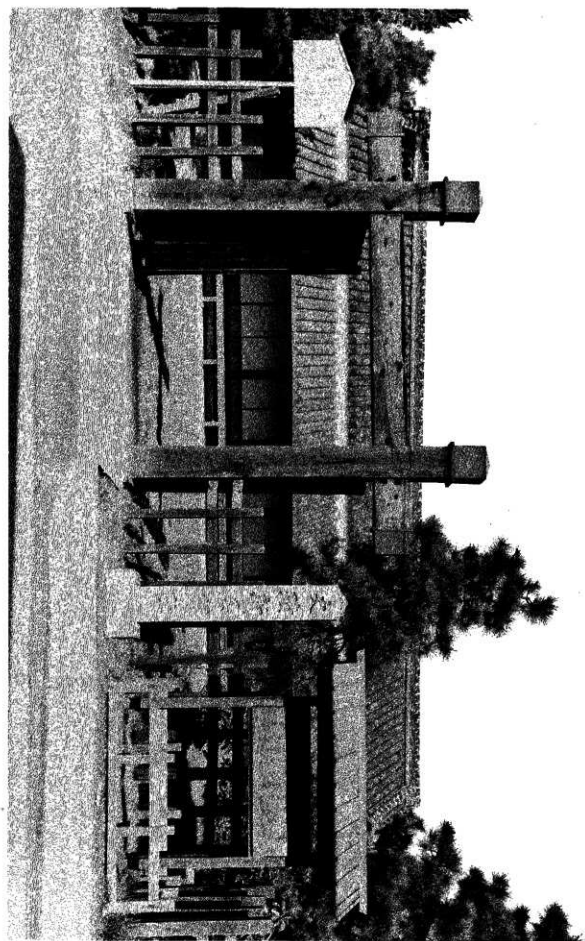
本書は静岡県浜名郡新居町所在の特別史跡新居関跡修理工事報告書である。工事は文化財保護法に基づき、国庫補助金、県費補助金と所有者負担金その他を加え、総経費金一五、一九九、〇三、一四で、昭和四十六年一月より昭和四十六年十二月までの十二ヶ月にわたり解体修理及半解体修理を行った。この工事に伴う写真、図面その他の必要な記録を集録して将来の参考に資するものである。本書の執筆、図面の作製、工事中の写真撮影は工事主任英勝己氏があたり修理前及び竣工の写真は野本行衛氏が撮影し、工事監督澤野謙氏が、これを監修した。

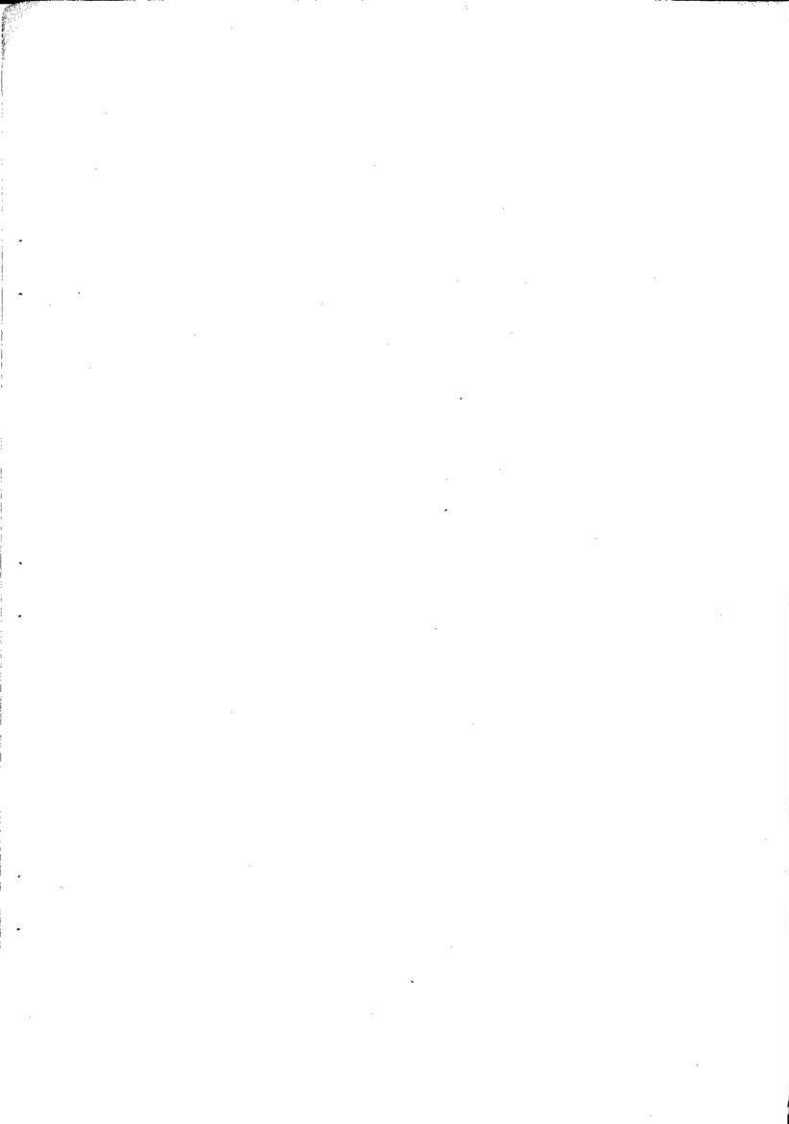
なお本書の執筆にあたっては、近藤恒次氏著、東海道新居関所の研究を参酌した。

昭和四十六年十二月

新居町長 鈴木 清







特別史跡 新居関跡修理工事報告書

目 次

第一章 建造物の概要	1
第一節 官報告示	1
第二節 規模	1
第三節 構造形式	1
第四節 創立沿革	2
第二章 修理工事の概要	4
第一節 工事組織並びに経過	4
第二節 工事費精算	5

第三節 工事仕樣……………

6

第四節 現狀變更……………

12

第三章 調查事項……………

14

第一節 破損狀況……………

14

第二節 墨書及棟札……………

16

第三節 重修銘文……………

17

写真目次

第一図	竣工	面番所南西面及同心及下改勝手南西
第二図	同	面番所南面
第三図	同	土庇詳細
第四図	同	北面廊下
第五図	同	東面詳細
第六図	同	次ノ間より中ノ間、上ノ間を望む
第七図	同	次ノ間南西面
第八図	同	中ノ間より上ノ間を望む
第九図	同	上ノ間北面
第十図	同	次ノ間北面詳細
第十一図	同	中ノ間及次ノ間北面詳細
第十二図	同	三帖ノ間詳細
第十三図	同	北面廊下
第十四図	同	同心及下改勝手東北面
第十五図	同	西北面
第十六図	同	東面
第十七図	同	同心勝手北面
第十八図	同	下改勝手北面
第十九図	同	同 南面
第二十図	修理前	面番所南西及同心及下改勝手南西
第二十一図	同	面番所南面
第二十二図	同	土庇詳細
第二十三図	同	北面廊下及旧町長室西面
第二十四図	同	北面廊下及書院
第二十五図	同	次ノ間南西面
第二十六図	同	次ノ間より中ノ間及上ノ間を望む
第二十七図	同	次ノ間北西面
第二十八図	同	上ノ間東面

第二十九図	同	面番所北面廊下
第三十図	同	三帖の間及書院廊下
第三十一図	同	同 北面廊下及同心及下改勝手東面
第三十二図	同	同心勝手北面
第三十三図	同	下改勝手東面詳細
第三十四図	同	面番所野地解体(一)
第三十五図	同	同 (二)
第三十六図	同	野種及軒解体
第三十七図	同	土庇解体(一)
第三十八図	同	同 (二)
第三十九図	同	北面廊下解体
第四十図	同	北面廊下及床ノ間解体
第四十一図	同	接続の旧町長室解体撤去
第四十二図	同	土庇解体
第四十三図	同	同心及下改勝手野地解体
第四十四図	同	小屋組解体
第四十五図	同	床解体
第四十六図	同	軸組解体
第四十七図	同	礎石現状
第四十八図	同	面番所土庇礎石据付け
第四十九図	同	床及縁組立
第五十図	同	板壁取付
第五十一図	同	土庇組立
第五十二図	同	北面廊下組立
第五十三図	同	土庇組立
第五十四図	同	野地取付(一)
第五十五図	同	同 (二)
第五十六図	同	土庇葺
第五十七図	同	本瓦葺
第五十八図	同	同心及下改勝手礎石据付け
第五十九図	同	軸組(一)

図 面 目 次

第六十図	同心及下改勝手軸組(二)
第六十一図	同 機取付け
第六十二図	同 野地小舞取付け
第六十三図	同 棧瓦葺
第六十四図	関所古図(一)
第六十五図	同 関所古図(二)
第六十六図	浜名湖口変遷図
第六十七図	唐草瓦各種
第六十八図	平瓦各種
第六十九図	二ノ平瓦各種
第七十図	隅巴瓦
第七十一図	巴瓦
第七十二図	隅唐草瓦
第七十三図	隅棟鬼瓦
第七十四図	降棟鬼瓦
第七十五図	隅棟鬼瓦(当初)
第七十六図	文政十一年棟札
第七十七図	嘉永二年棟札
第七十八図	安政二年棟札
第七十九図	同
第八十図	次ノ間天井板墨書
第八十一図	上ノ間板壁墨書
第八十二図	書院西面
第八十三図	書院東面
第八十四図	書院北面床ノ間
第八十五図	相ノ間南面床ノ間及二帖の間

第一図	第一	竣工	平面図
第二図	同	同	面番所正面図
第三図	同	同	面番所、書院、同心及下改勝手背面図
第四図	同	同	同、同心及下改勝手側面図
第五図	同	同	同、横断面及同心及下改勝手東側面図
第六図	同	同	同、縦断面図
第七図	同	同	同心及下改勝手横断面図
第八図	同	同	同、縦断面図
第九図	同	同	見上図
第十図	修理前	同	面番所正面図
第十一図	同	同	同、同心及下改勝手西側面図
第十二図	同	同	同、同、東側面図
第十三図	同	同	同、書院、同心及下改勝手背面図
第十四図	同	同	同、横断面及同心及下改勝手東側面図
第十五図	同	同	書院、旧町長室、同心及下改勝手横断面図
第十六図	同	同	面番所縦断面図
第十七図	同	同	同心及下改勝手縦断面図
第十八図	同	同	書院縦断面図
第十九図	同	同	同

特別史跡 新居関跡修理工事報告書

第一章 建造物の概要

第一節 官報告示

特別史跡 昭和三十年八月二十二日

名称	員数	構造及形式	所有者	所在の場所
新居関跡 番所 同心及下改勝手 書院	三程	桁行五・二九メートル、梁間九・四九メートル、一重入母屋造、本瓦葺（ただし北面縁側構瓦葺）東西三面土庇付北面庇付、九メートル、梁間三・六メートル切妻造瓦葺田面、書院西北隅下に組込、 桁行八・一メートル、梁間五・四メートル、寄棟造、東面、西面土庇、旧番所東北隅下に組込。	新居町 静岡県史跡 新居町二二 七の一	

第二節 規模

旧番所	面番	行	間	出	軒	梁	桁	棟
側柱真々	柱真より茅負外下角まで	身舎	土庇	柱礎石上端より茅負外下角まで	柱礎石上端より茅負外下角まで	柱礎石上端より茅負外下角まで	柱礎石上端より茅負外下角まで	柱礎石上端より棟頂上まで
一九・九九八米	四・五四五米	〇・六八五米	〇・八四八米	正面土庇二・一六六米	背面廊下二・四四八米	六・〇四五米		

平面積	側柱内側面積	軒面積	茅負外下角内側面積	屋根面積	平面面積
一一四・六一二平米	二三四・七三四平米	二九四・一二五平米			

旧同心及下改勝手

桁	梁	軒	軒	棟	平	軒	屋
行	間	の	出	高	面	面	根
側柱真々	り				積	積	面積
柱真より茅負外下角まで					側柱内側面積	茅負外下角内側面積	平庭面積
柱礎石上端より茅負外下角まで							
柱礎石上端より棟頂上まで							
九九・九九九米	三・六三六米	〇・四五五米	東面 二・四四八米	西面 二・五〇六米	四・〇六〇米	三六・三五六平米	五九・八五三平米
六一・九〇二平米							

第三節 構造形式

面番所、書院、同心及下改勝手から成り、面番所北側東に書院、北側南に同心及下改勝手が接続している。

面番所

基礎 柱礎石自然石、土庇柱礎石切石、縁石自然石、土庇三方縁石切

石、土庇土間コンクリート打モルタル仕上げ。

軸部 総角柱（大面取）、足固め貫、内法貫、頭貫、土台を置く、地覆長押、内法長押、内法長押上すべて縦嵌板壁、土庇三方布目縁、縁東角東大面取。

軒廻 身舎 一軒疎棧、茅負（留なし）、見付漆喰壁張り。

土庇 土庇 一軒疎棧、茅負（留なし）、裏板横板張り。

屋根 入母屋造、身舎及土庇本瓦葺、北面廊下横瓦葺。

柱間装置 正面面障子戸及雨戸、背面次の間左間縦板壁、中央間舞良戸、右間床の間、中の間左間舞良戸、右間床の間、上の間左間床の間、右間舞良戸。

天井 身舎棟縁天井、土庇及背面廊下化粧壁根張。

床 身舎畳敷き（上の間十帖、中の間二十帖、次の間二十五帖）、背面廊下拭板張。

同心及下改勝手

基礎 柱礎石及庇柱礎石共自然石、軒下土間コンクリート打モルタル仕上げ。

げ。

軸部 総角柱面取、足固め貫、腰貫、内法貫、東及西側布目縁。

軒廻り 一軒疎棧

屋根 切妻造、横瓦葺。

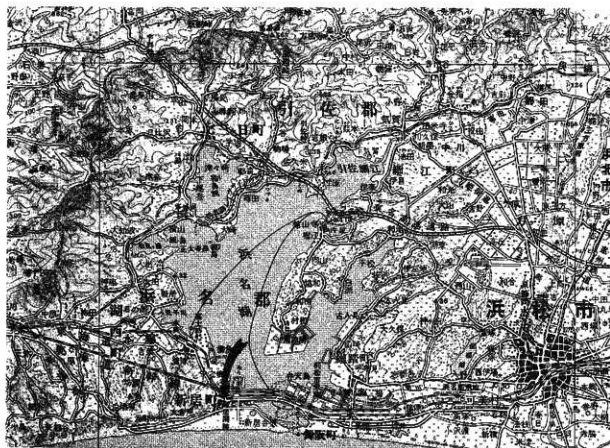
柱間装置 同心勝手東及西側中央間障子及雨戸付き、北側右間中窓障子及雨戸付き、下改勝手の間仕切り右間一本引違襖、その他は真壁大津壁、下改勝手東及西側の北側障子及雨戸付き、南側一間舞良戸、南側廊下左間無双窓、その他は真壁大津壁。

天井 室内棟縁天井、庇化粧壁根張。

床 内部畳敷き（同心勝手十帖、下改勝手八帖）、南側廊下拭板張り。

第四節 創立 沿革

新居閣所は当初今切閣所と言われ、創立は定んかでないが、徳川家康が慶長



六年（一六〇一）創設したと言われ、天下統一後江戸警備の目的を果さんとして、最も重要な関所として箱根、新居、福島の三関所を設置したその一つで、浜名湖口の突端（現在大元屋敷と呼ばれている場所）にあった。

関所は創設以来、当地方を襲った天災地変の災を受けること少なく、慶長九年の大地震大津波、延宝八年の大風雨大津波はその大なるものであったが、中でも元禄十二年（一六九九）八月十五日大風雨高浪による被害は極めて甚しいもので、関所は大破し、同十四年（一七〇二）七月、元の位置より西方約二百米の、通称藤十郎の地（現在中屋敷と呼ばれている場所）に移り、移転して六年後の宝永四年（一七〇七）に至って大地震大津波に襲われ大破し、再び後退し、現在の地に移転することとなり同五年（一七〇八）二月二十一日に普請は成就した。

そしてしばらく大きな災害はなかったが嘉永六年（一八五三）から安政二年（一八五五）にかけては、実に大地震が多かった。まず嘉永六年二月二日には相模、伊豆、駿河、遠江、三河などに激震あり、安政元年六月十五日には山城、大和、河内、和泉、摂津、伊賀、伊勢、丹波、近江、越前、紀伊、尾張の諸国に大地震があったが、さらにその年の十一月四日には畿内及び東海、東山兩道にかけて再度大地震があり、関所建物は倒壊した。そして同三年（一八五六）に現在の建物が新築された。その後の経過については、明治維新により二百七十年余の長きにわたって行旅の人を改め来った関所は、明治二年（一八六九）に廃止され、同五年学制の頒布により翌六年六月新居学校の校舎として開校、大正五年に浜名小学校と合併し、源太山に新校舎落成移転し、移転後新居町役場に昭和二十六年一月まで使用された。廃関以降小学校、役場に使用されてかなり改造をなされた事が判明した。

大正十年五月二十三日、史跡に指定され、後法律改正に伴ひ改めて史跡に、さらに昭和三十年三月特別史跡に指定され今日に至った。

第二章 修理工事の概要

第一節 工事組織並びに経過

新居開跡は昭和三十年に特別史跡に指定され、補足的に修理がされてきたが、面番所は、瓦がずり落ち数箇所雨漏りがし、此の化粧機が折れ曲り垂下し、改造等もされており、又同心及下改勝手は現在管理人が住まっているが、軸組足元の腐朽と金敷にわたる弛緩は、近年に至ってその度を加え、修理を実施することになり、昭和四十五年六月十六日国庫補助金の交付を申請して、総予算額一二四二万四のうち六二二万四の国庫補助金の交付を受けて、昭和四十六年一月一日から工期十二ヶ月の予定を以て工事に着手した。

この修理工事は新居町の直轄工事とし、事務局を新居町教育委員会内におき、現場には工事事務所を設置し技術員を常勤させて工事の実施に当った。解体調査完了後、実施設計をたてたところ、物価高騰、現状変更等により、工事費二五〇万円を増額し、雑収入金二七九〇三二円を加え、総額一五、一九九、〇三一円を以て、工期は予定通り、昭和四十六年十二月三一日に完了した。工事はすべて請負工事として実施した。

工事関係者

新居町長	鈴木 清
同 助役	渡辺 宗夫
同 同 (前任)	杉木 新一
同 収入役	高須 博
同 同 (前任)	渡辺 宗夫
同 教育委員会 委員長	原田 正治

新居町教育委員会	教育長	永坂 明雄
静岡県教育委員会	同	諏訪 卓三
同	社会教育課長	有原 耕
同	同 文化財係長	若松 清司
同	同 同 主事	池谷 和三
同	同 同 係	齊藤 宏
新居町	参事	齊藤 光夫
同	建築課長	池田 隆記
同	同 (前任)	齊藤 光夫
同	同 課長補佐	村松 照夫
同	同 係長 (前任)	池田 隆記
同	同 係長	佃 喜行
同	同 係長	大須賀 忠利
新居町教育委員会	文化財係	金原 成雄
同	教育委員	加藤 三良
同	同	杉浦 早
同	同	正田 峯雄
同	文化財保護委員	竹内 定夫
新居町	同	中村 三男次
同	同	鈴木 完一
同	同	伊藤 文足
同	同	渡辺 敏郎

壁工事

一〇五、八二〇円

雨樋工事

一〇五、〇〇〇円

防蟻工事

三八、一八六円

畳工事

四三、二〇〇円

内訳 (共通工事費)

賃金

二〇九、三〇〇円

請負費

四四九、二二〇円

人件及事務費

三、一四四、八一五円

人件費

一、八六七、五九七円

事務費

一、二七七、二一八円

第三節 工事仕様

イ、概 要

面番所は半解体修理で、屋根は本瓦葺、背面縁側部分のみ檼瓦葺で葺替え、野地の腐蝕部分は取替及補修し、建物が全体に北側へ大きく傾斜しているのを是正し、正側面土庇は解体を行った。背面縁側は補強としており中央に接続している後補建物(役場に使用された折の町長室)を撤去して整備及修理を行った。

同心及下改勝手は解体修理で、礎石は一旦掘起して据直し、屋根は檼瓦葺、木工事は、朽損甚しい部材は旧形式と取り替へ、旧状通組上げ可及的古材の保存につとめた。

ロ、仮設工事

構 造 事務所を除く各仮設物の構造は丸太組建て、各組手鉄線増み、屋根更給鍍金波型鉄板及波型ビニール板葺とする。

事務所は既存建物を改造し、水道及び電灯設備を施した。

材 料 事務所を除く、各仮設物の主材は、下記を標準とした。

建地、控柱、桁、合掌

米口七・五欄以上、長五・五米以上の杉丸太

布、筋違、母屋

米口六欄以上、長五・五米以上の杉丸太

根太、束、方枕、撃等

米口六欄以上の杉丸太

歩み板

厚二・五欄以上、長三・六米以上の杉

鉄板

亜鉛引波型鉄板三番

ビニール板

硬質波型塩化ビニール板(青色)

鉄線

八番・十番なまし鉄線

素屋根 足代、登機橋、建地は根入三十欄以上、軒先より一米外に建て、布は、

飛び付き一・五米、それ以上一・二米間にかけ、欄は軒先より九十欄下に掛け、

根太六十欄間隔、歩み板は巾一米以上敷並べ要所根太に釘付けとした。各所に

控柱及び筋違、繋ぎを設け組手は鉄線増みに繋結した。屋根は亜鉛引波型鉄板

及ビニール波板で葺き、登機橋は勾配十分の三に架けに止め及手摺を設けた。

工作、保存小屋 工作及保存小屋は前記に準じて面番所素屋根の前に接続して

建てた。

休憩所及倉庫 敷地内建物を使用した。

事務所 前述の通り、敷地内建物を借用し、事務所として内部改造をした。

境界構 柱、欄柱、控柱の埋込みは三十欄以上とし、副縁は三通り釘打ちとし、

十八番金鋼を張り出入口の扉は両開きとした。

危害防止 工事実施に当り、危害防止及衛生上のことに關しては、法規上必要

とする適当な施設を設けかつ防火対策を施した。

ハ、解体工事

解体前すべての部材に番号札を付し、必要を諸調査、実測、写真撮影等を完了した。建物解体中は、痕跡、各部仕様等の諸記録をとり、全解体を完了、部材はすべて整理のうえ工作小屋に格納し保存した。

二、基礎工事

面番所、同心及下改勝手をトレンチを入れ調査した結果、浜名湖を瀬した

面番所建立地は、周囲に墓石を並べて、自然石の上に建ち床下は土間のまゝになっている。同心及下改勝手は墓石はなく、他は面番所同様自然石の上に建ち床下は土間のまゝになっており、後世補修の痕跡はみられなかった。

柱礎石は殆んど不同沈下はない。庇柱礎石は沈下はあまりないが、風化が

大きく、コンクリートにて廻りを固めて補修してあった。鐵束石は欠失しているものもあり、不同沈下が大きく庇礎石同様コンクリートにて固めてあつた。又庇礎石、東石は基礎石が所々二段になつており、身倉柱礎石も二段になつておると思われる。此柱礎石は下径約五十五釐の石を据へその上に砂利を据へてあつた。礎石は身倉柱礎石は修理せず他は一旦廻り起し、春掘をし、栗石を敷並べ目横砂利を入れ充分き固めたる上に、コンクリート掘を打込み、礎石は水洗ひのうへ所定の高きにもルタルにて据付け、根巻コンクリートをした。裏石は在來のものに伊豆切石を加へ、布掘をし礎石同様コンクリートを打ち、目地中五耗にもルタルにて据付け、コンクリート根巻を施した。庇土間はコンクリートを打ちモルタル仕上げとした。

柱礎石、縁束石は全体に不同沈下が見られ、面番所同様に基礎は所々一段になっておった。礎石は一只全部埋起し、壺腹を以て乗石を敷並べ目砂抄利を入れて充分つき固めたる上、コンクリートを打ち込み、礎石を水洗いのうえ所定の高さには張付け、根巻コンクリートを施した。又東及西側軒下はコンクリートを打ちモルタル仕上げとした。

建物組立てにあたりその構造、形式、寸法、技法等は厳密に旧様を踏襲

特に曲線を有するものは原寸型板を作つて正確を期し施工した。旧材は保存上支障のない限り再用し、部材一部の破損腐朽は剝木、埋木等を実施して強力

旧材の再用に努めた（別本糊いの接着剤には合成接着剤ボンドを使用した）。腐損甚しく新規補充を要する材は在来材に倣うようにしたが、松材は化粧部では桧材に、野物材では杉材に取替えた。組立の順序は軸部、軒廻り、小屋組、野地、縁廻りの順に組み、最後に建具、造作を整えた。部材の打ち付けには見え隠れには和釘を用い、見え隠れには洋釘を使用し、新補材にはそれぞれ見え隠れに修理年号を烙印した。

各部材の仕様、丁法について、面書所は半解体で軸部の解体は行わなかった。従って解体明図の部分について記す。

C: 昭和三年

區分	柱(身舎)	口(虎)	口(鹿下)	軒	母	隅
時代別	出	出	出	出	B	出
在来	材種	杉	金輪繼	杉	杉	杉
手仕口	平納貫太通し、羽目板敷	上手納	平納、貫太通し	隅隠れ合欠き隅太通しり外方極勾配に小返付	小返し付	一本通り、横納欠、母屋、納欠請ふた付
工法	表面加工	鉋仕上	鉋仕上	鉋仕上	鉋仕上	鉋仕上
流	取合せ及び取付	土倉に平納差し	柱根に造り出しの太納	礎石にひかりつけ	柱に平納入れ	隅柱に納差し
実施の工法	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	檢に改めた	檢に改めた	在来に同じ

東	根太	大引	野居	鴨居	敷居	縁板	根太	根太	縁板	縁板	實	土台	小	化	瓦	茅
当	曲・B	当	当	当	当・A	B	B	B	B	B	曲・C	当	曲・B	曲・B	当	当
杉	杉	松	松	松	松	松	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉
	突き付け		突き付け		突き付け		突き付け		継		略	金輪	胴付	胴付	日	目
		納	柱に納め、束平		目達納差		柱欠き込み		根太欠き込み		平納	柱に納め、束平		刀	せ	
	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり
	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち	根太、釘打ち
	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ

東(小)	地棟梁	梁	和	野隅木	茅	野	釣	天井板	竿	懸	康	長	落	羽	虹	植
当	当	当	当	当	当	当・A	当	当	当	当	B	当	A	当	当	当
杉	松	松	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉
	腰掛		継		突き付け	継		突き付け						突き付け		継
	上下平納、貫穴	東納穴	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き	隅木落り欠き
	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり	新はつり
	棟木に納め、束平	棟木に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め	柱に納め
	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ	在来に同じ

[illegible]

- 9 -

へ、屋根工事

面番所

身舎 正側面土庇は木瓦葺で背面廊下下屋は、桧瓦葺である。

再用瓦 再用瓦はすべて水洗いして充分乾燥の後使用した。

補足瓦 止釘穴はあらかじめあけて焼き、焼成度一千度以上、吸水率十二パー

葦土 旧葦土に薬効を切り混ぜ、十分に切り返した練り置き土を使用し、丸

瓦下、唐草瓦下及契斗横には、砂、石灰、茅苧を混練した砂漆喰を使用した。

軒先瓦 瓦座に仕合わせた敷平（在来の平瓦を使用）及軒平瓦を瓦棧より出四寸（棧瓦出二寸八分、瓦間真々八寸五分（棧瓦七寸五分）とし砂塗喰を用いてなじみよく置き、瓦尻を十六番銅線で野地に緊結にした。隅平瓦の緊結は十六番銅線二条よりとした。

平瓦葺 瓦割により一通り宛米を引通し通りよく、瓦下葺土を筋置きなじみよく棟峠まで葺きつめ、葺足は三寸五分とし、登り五枚毎に十八番銅線をもって野地に緊結した。

丸瓦伏 丸瓦下砂漆喰はできるだけ少量にとどめ、丸瓦の内縁に附着せぬよう

丸瓦伏 丸瓦下砂漆喰はできるだけ少量にとどめ、丸瓦の内縁に附着せぬよう

桑 柘	下 見 炭	暖 風 板	木 舞	瓦 棧
B	B	B	当・B	B
杉	杉	杉	杉	杉
扉掛 鍵櫃			突き付け	突き付け
柱柄 垂し	天井 刀	押み 突き 付け		
鏡 仕 上	鏡 仕 上	鏡 仕 上	襖肌 鏡 仕 上 及	鏡 仕 上 及
	釘 打ち	樑木 桁木 に釘 打ち	釘 打ち	釘 打ち
一 部 修 改 だ	一 部 修 改 だ	一 部 修 改 だ	一 部 修 改 だ	一 部 修 改 だ

にし、軒丸瓦は全部あらかじめ胴縁に緊結した十六番線一条より鋼線をもつて玉縁へ繋ぎ、その他は登り四枚目毎に十八番線で野地へ緊結した破風上掛瓦 各割寸毎に前後二通りずつ止めの用傍釘を打ち、他の工法は軒先々に準じた。

棟積み 棟積みは肌熨斗二段、割熨斗七段積みとし、降及隅棟は肌熨斗一段、

割鬘斗三段とし、それぞれ鬼瓦際に捨鬘斗を入れ図面通り反り増し格好よ

く葺き上げ、製斗積は各段目違に砂漆喰を用いて積上げ、一段置きに銅焼で堅結する大鬼は十六番銅線八条より、降隔鬼は六条よりのもので小屋構造材に堅結した。

同心及下改勝手（棧瓦葺）

再用瓦 面番所に準じて施工した。

補足瓦 同

葦土土

軒先瓦
同

平瓦 瓦

平瓦葺。瓦葺により一連突水糸を引通し、通りよく瓦下葺土を筋面きなじみよく棟峠まで葺きつめ、葺定は六寸とし、登り瓦三枚毎に十八番銅線をもつて野地に緊結した。

破風上掛瓦 面番所に準じて施工した。

棟組みは肌裏斗一段、割裏斗二段とし、それぞれ鬼瓦際に捨裏斗を入
れ格好よく葺き上げ、裏斗横は各段目進に砂塗喰を用いて横上げ、一段置
きに銅線に緊結した。鬼は十六番銅線五条よりのもので小屋内構造材に緊
結した。

土屋葺 面葺所 同心及下改葺手共種赤味舞材長一尺 巾二寸以上 厚六厘の
手割板を用い葺足は軒付一枚重ぬ 三寸に弄上げて竹釘(四・五年生竹を
焙煎脂抜きしたもの)は長六分、二足毎に七・八分間隔に前後二通打ちと
した。隅及び箕中は野地に沿つて平と格好よく連れ葺きした。

ト、建具工事

区分	在来の工法		実施の工法	備考
	当初	後補要		
面番所 正面障子戸		D 二十二本、杉	在来戸再用	
同 雨戸		D 二十一本、杉 (現状変更による)	二十本再用	
同 雨戸	残存せず		後補のものに換して新調	
同 雨戸	残存せず		後補のものに換して新調	
上の間障子戸		C 六本、松	在来戸再用	
中の間障子戸		C 二本、松	在来戸再用及四本後補のものに換して新調	
下の間障子戸		C 二本、松	在来戸再用	
同 廊下障子戸		B、C 真鍮錠前障子戸	設計新調十六本	
同心及下改勝手 障子戸	残存せず		設計新調十六本	
同 障子戸	残存せず	B 真鍮錠前障子戸	設計新調十本	
同 雨戸	残存せず		設計新調十本	
同仕切障		B 四本、横溝塗	後補のものを補修して再用	

チ、壁工事

区分	在来の工法		実施の工法	備考
	当初	後補要		
下地	B	間渡し竹は縦横とも柱、及實に間渡し大にきし、小舞竹を小舞處で千鳥ぎ	在来どおりの工法	
荒壁	B	粘土に鷹砂を切り込みで練り木舞に溜り込み塗り上げ後返し	在来どおりの工法	
中壁、上座仕上	B	既直し、乾燥後中座をしょく乾燥後上座を	在来どおりの工法	

リ、畳工事

面番所 上の間背面三帖の間の畳は、在来畳同様新調、中の間、次の間は、在来畳を再用。

同心及下改勝手 在来畳（琉球表）のものに倣って新補した。

又、雨樋工事

面番所、同心及下改勝手、書院共に軒樋、縦樋、アンコの継手は、雨漏りのせめ様にハンダ付けにて堅結し、面番所は軒樋二二〇×一〇・六種の角樋、同心及下改勝手、書院の軒樋は一〇・六種×一〇・六種角樋、縦樋はすべて九種×九種角樋、書院アンコ内樋から樋の繋ぎは、巾九種×高七・五種の四型とし、樋受注金具（厚〇・七五種×巾一・二種×長三三三種）、つかみ金具（厚〇・七五種×巾一・二種×長二一・一種）は約九十種の間隔にて取付けた。

ル、防蟻工事

薬剤はフールデン系薬剤又は、アルトリン系のものを用いた。

木部吹付法 床下及小屋組の構造材全般に一平方米当り八〇〇ミリリットルの割合で吹付し、乾燥後更にもう一回吹付を行った。

土壌処理法

吹付法 床下土壌面に対し、液剤を吹付散布する工法で薬剤使用量は一平方米に対し四リットルとした。

混合吹、側柱、縁束、礎石廻り及び土台が地面に接する周囲を巾二〇厘米深さ十五厘の溝を掘り一米に付き六〇〇から九〇〇グラムの割合で混合して埋戻した。

オ、古色塗

取替又は新補材は丹土、クメゾー、胡粉等を膠溶液に溶かしたものを用いて刷毛塗をし周囲と調和する様古色塗を施した。

ワ、烙印押

取替及び新補材にはすべて、見え隠れに修理年号を刻した烙印を押した。

第四節 現状変更

発見物資並びに痕跡のもとに綿密なる調査のうえ、文化庁の許可を得て左記の現状変更を行なった。

面番所

一、北側西端間の内側漆喰壁を板壁に復する。

北側西端間の内側は現在漆喰壁になっているが、この間の相対する、柱の対応面に板壁の板快りがあるので、外面同様の板壁に復した。

二、東側及び西側各二間の壁を撤去して、各間障子引通（本建）に復し又、外部に雨戸を建込み各北端に戸箱を復した。

現在これらの間は、外側板壁、内側漆喰壁になっているが、各間共旧敷居、鴨居が現存している。又外側には雨戸の一筋があつて、それらの北端には、雨戸を戸箱に迷り込むため時を欠き取つてある。これらの痕跡によつて、東側及び西側を障子建込みに復し、外側には、雨戸と戸箱を復した。

三、南側（正面）の両端に雨戸の戸箱を復した。

正面の雨戸は、現在南側面の前壁の間の外側に戸箱を設けて、一旦戸溝から戸を外して、この戸箱に納める様になっているが、正面の雨戸の一筋には、その両端に雨戸を戸箱に迷込むために坪か欠いてあり、又戸箱を取付けた痕跡があるので、正面雨戸の戸箱を旧位置に復した。

四、中の間及上の間の正面西端の間の欄間を撤去して板壁の小壁に復した。これらの間は、現在格子欄間になっているが、これらの欄間の相対する柱の対応面には、太鼓張板壁の板快りがあり、もとは太鼓張の板壁であつたことが明らかであるので、これらの欄間を板張の小壁に復した。

五、正面及南側面に萬石を復した。

西側面には、天端が相当風蝕した萬石が庇柱筋に残存している。正面には、現在玉石のモルタル打ちが庇柱礎石外面まで打つてあるので、これを施工した時に撤去されたものと考えられる。よつて正面及南側面に萬石を復し、萬石側柱間をコンクリート打ちモルタル仕上りとした。

六、背面西より三間の経柱間を整備した。

面番所の背面は、小学校、役場に使用されていた時、数度に亘る模様様の跡があり、現状は極めて雑然としていて部材も新しく施工も姑息である。これらの三間は、現在硝子窓となっているが、古図を参考として、これらの窓を撤去し、旧町民家の撤去した取付部分の二間を合せて、五間を挿出しとし舞臺建とした。

七、三帖の間、南内側面の内側漆喰壁を板壁に復した。

三帖の間、南内側面は、内側漆喰壁になっているが、この間の相對する柱の対応面に板壁の板快りがあるので、外面（床の間側面板壁）同様の板壁に復した。

八、背面床の間各間三間の天井の高さを旧規に復した。

背面床の間の各間三間の天井の高さは、最近（昭和三十一年の修理）のもので柱を欠き込んで過縁を取付けてあるが、現在母屋になっている所に天井板の決りがあり、この痕跡によって天井の高さを旧規に復した。

同心及下改勝手

一、北側西の間の窓を撤去して真壁に復した。

同心勝手北側の西隅柱には、現在東面と南面に化粧に薄板が打付けてあるがこの板を外すと柱には、両面共真壁の木舞穴及駒貫穴がある。（この間のこの隅柱に対応する柱は新しく取替えられたもので、窓の仕口だけで真壁の仕口はない）この隅柱の痕跡によってこの間を真壁に復した。

二、北側東の間の窓の硝子戸を障子に復し、外側に雨戸及戸箱を設けた。

この間の窓には引違二本建の硝子戸が建込んであるが、最近のものであるので、障子戸に復し、外側に雨戸を設け戸箱を取付けた。

三、同心勝手西側北端の間の床の間を撤去し真壁に復した。

この間の北隅柱の南面には、現在化粧の薄板が打付けてあるが、これを除くと壁の小舞穴や貫穴があり、この柱に対応する柱の相對する面にも壁の仕口があるので、この間を真壁に復した。

四、同心勝手西側中央間の真壁を撤去し、障子引違二本建に改めた。

現在真壁になっていて、もと掃出しであった確証はないが、古図によると、この間の西側には、縁が画いてある。この間を壁にすると、同心勝手の西側は全面壁になってしまつて古図にある縁への出口がなくなり、縁の必要がなくなる。よつて古図の記載を参考に、この間を掃出しに改めた。

五、同心勝手東側北端間の窓を撤去して真壁に復した。

この間の相對する柱の対応面には、壁木舞の仕口穴があり、又駒貫の貫穴もあるが、この間はもと壁であったことが明らかとなつた。これらの痕跡によつて真壁に復した。

六、同心勝手東側中央間の硝子戸を障子に改め雨戸を設けた。

この硝子戸は、最近のもので役場に使用當時のものと思われるので、これらを障子に改めた。又この外側には雨戸があつたことが柱に残る一筋の痕跡が判明したので雨戸を設けた。

七、同心勝手、下改勝手境の建具構を西側真壁に復する。

この間は、現在横引違四本建となつてゐるが西側柱の対面には、壁の木舞穴があるので、中柱を立てこの間を真壁に復した。

八、下改勝手西側北の間硝子戸に改めた。

この硝子戸も最近のものであるので、これを障子に改めた。

九、下改勝手東側北の間の窓を撤去して掃出しの障子引違二本建に復した。

この窓はその工法が最近の仕事で、もとは掃出しであつたことが判明したので、この間を旧規に復し障子建とした。

十、同心勝手及下改勝手西側に接続する便所、土間、押入を撤去し縁に復した。これらの便所、土間、押入等は姑息的な工法で一見して最近附加されたことが明らかであるので、これらを撤去して古図に倣つて縁に復した。

十一、下改勝手南側西の間を真壁とし東の間を引違障子二本建の出入口とした。この二間は、現在何れも硝子戸引違二本建であるが、何れも最近のものであるので、この二間を各障子引違二本建に改めた。

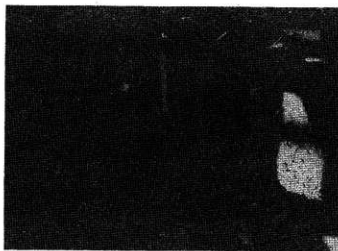
第三章 調査事項

第一節 破損調査

面番所

一、基礎 開所敷地は、機能上浜名湖湖畔にあるため地盤は軟弱である。礎石は自然石で破損はほとんどなく建物全体の破損状態が解体工事までに至らないので、半解体の修理であり、身倉柱礎石はトレンチをしなかつたが、庇柱礎石及縁束石はトレンチをし調査したところ、縁束石は、赤粘土と経五廻前後の川石を混ぜた上に据えてあり、欠失した礎石は四ヶ所あり後世庇土間修理に経五廻前後の玉石を入れてコンクリート打モルタルにした時、コンクリートの上に縁束を据えた。庇礎石は礎石が二重（下図写真）になっており経約五五廻ぐらいの石をまず据えその上に縁束石同様粘土と川石を混ぜた土厚約六廻前後の上に礎石が据えてあつた。縁束石は、二重になっている所となつていないところがありまちまちであつた。身倉柱礎石は、庇礎石の状態から見て全部二重に礎石が据えてあると思われる。この為か不同沈下は、東北隅を除いてはそんなに大きくはなく大頁の図の如くである。又庇礎石は砂岩性の切石で破損が大きくコンクリートにて突き固めて柱を支えてあつた。葛石は、庇柱礎石同様砂岩質のもので風化が甚しく、前述の如く後世に正面及側面前半分がコンクリート仕上にされて葛石は取除かれており、側面後側がわずかに地中にうずもれて残つていた。

二、軸部 身倉柱及土庇柱はすべて当初のもので風蝕はほとんどなく良好な状態にあつたが八の一の柱は内法貫の所で、大きく乾割れ折れていた。背面廊下柱はすべて後世のもので大正から昭和初期頃に取替へられたと思われ、風蝕破損が大きく特に蟻の害が大であつた。建物は全体に北隅へ大きく傾斜してお



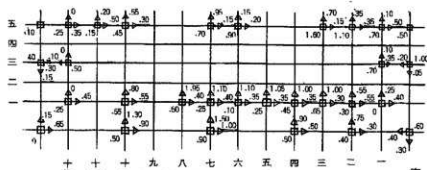
カチワツ、
金輪

り、長押は隠欠きにしてあり留先、継手、仕口は大きくすいており、次頁図はその実測値である。

土台は僅少ながら蟻害による腐蝕破損をしており、柱同様すべて当初のもので、継手は争論継ぎ、隅は平納接ぎめで柱は、桁、土台に平納差し、礎石にはひかりつけで土台の不同沈下は鋼物で補修を行つた。

柱同様後世のもので、背面廊下を除き、各貫共腐朽破損はなく良好なもので、継手は略録で隅継手は相欠きにしてあつた。

壁は板壁と漆喰壁の二種類あり、板壁は当初の構造で、漆喰壁は間側面内側、北側西隅一間、三帖の間両脇壁で、後世のもので昭和三年頃に塗られたものである。この箇所は、現状変更にて両側面は建具構え、他は板壁に改めた。板はすべて杉材にて縦張りで胴縁に釘打ちしてあり、割れ等破損は僅少であつた。又中の間、次の間の南側五間は硝子入の欄間がついているが、これも後世のもの



南の板張りの小壁であることが判明した。

大引はすべて当初材で柱に納差して、南五の通りの大引は、柱から白蟻が入り腐っていたので取替えた。他はほとんど破損はなかった。根太は杉材で当初のものがなくすべて昭和十九年に取替えられたもので材質不良のもので一部に取替えた。又床板は根本同様後世のものであるが、再用に支障がないので在来品を使った。畳は昭和四十三年にすべて新調されたもので破損はなかった。

天井は内側が、樟縁天井で通縁、樟縁、天井板は当初のもので破損はなかったが釣子が緩み天井が波を打っていた。土庇は化粧屋根裏で、当初のものと昭和十九年修理のものが、杉板ですべて横板張りで厚三分、刀刃仕口であった。雨漏りと蒸れで、腐蝕破損が大であった。

三、軒廻り 庇桁、身舎桁はすべて当初のもので、身舎桁は杉材で破損なく良好なものであるが、礎石の不同沈下で口脇通りは波打っていた。庇桁は松材で腐れ、割れ、歪み等が生じており腐蝕破損が大で、正面二本取替え、三本廻り木した。桁上端には小返しがあり、隅仕口は相欠き、隅木落掛りは大欠きになっていた。桎紅梁は、破損なく良好なもので桁に曝露し、柱仕口は平納差し止めであった。

種(此)は正面六八支、東側面二十支、西側面十九支、正面一・二尺、側面一・二五尺、縁数一〇七本で、この内正面東隅四本が、昭和四四年修理にて取替えられていたほかはすべて当初のもので、種様である。各種とも腐蝕及び荷重による折れ曲等の破損が甚しかった。

茅負(庇)は当初のもので取替えられた痕跡はなかった。全体に上端が腐っており西側面一本取替え、西側及正面三本を廻り木した。成は二・二寸、下端三・九寸決りはなく反りもわずかで隅木口脇で一寸である。継手は目違い、留先は突付鋸打ちにしていた。隅木は一本通りで当初のもの、隅木尻は柱納差して検止し、破損はなく良好な状態であるが隅木蓋が欠失していた。

四、妻飾り 妻は漆喰塗で当初のものではなく、全体に風雨による老化がめだち所々亀裂を生じていた。梅鉢懸魚は東側は、欠失しており、西側は素木のままで風化が甚だしく、破損もしていた。下地木には十文字の鋸目が全体につけてあり、壁は、三回塗りで二・五分から五分厚の塗りである。東側裏甲、破風板、瓦棧は内側より蟻害による破損を受けており又、雨漏りによる害も手伝って腐っていた。

五、小屋組、野地 小屋組材は棟木、母屋、束、貫、梁、野棟とも当初のもので、梁が蟻害により腐朽していたが再用には支障がなく、他はほぼ良好なものであった。土居葺、野地小舞は、後世のもので、全体に蒸れにより老化しており雨漏り及蟻害も手伝って腐蝕破損が大であった。

六、屋根 身舎及土庇は本瓦葺、背面廊下は棧瓦葺である。屋根は建立以来部分的に幾度か修理されているが、昭和十九年の三河地震により建物は大きな被害を受けたが応急的な修理がされた。東大棟鬼、西大棟鬼の半分は、漆喰で造られ、補修した後各棟檜瓦、丸瓦は継目にすべて漆喰がされた。しかしこれも化学作用及風化による腐蝕、老化しており、平葺は、大きく波打っており唐草、巴瓦のみで銅線及銅釘にて止めてあるだけで、二足目以降は瓦の重ねだけでもっており、全体に釘及下地の風化により止釘は腐蝕したため瓦は軒先ずれてしまつて所々巴瓦が欠失していた。土庇の軒は瓦の荷重にて、正面面共に垂れ下がり波状を呈していた。

同心及下改勝手

一、基礎 面番所北西隅に廊下を境として接続している建物で面番所と同じ建立て、礎石は自然石を用い柱に対して小さいものもあり、大きさは不揃いで全般に沈下しており、後世修理時に礎石を削上げた形跡が見られ、このため礎石の高低差が出来たと思われるものがあつた。縁東石も礎石と同質材の自然石で据付高さは大体礎石の高低に準じてあり、建物は周囲の地盤に対して低く、水はけが悪いためか縁東石は二ヶ所欠失していた。

二、軸部 柱は一の二が後世取替えられたもので他はすべて当初のものであり、一の三、二の三、三の三、六の一の四本は根継ぎをされていて、後補の仕事による仕口跡の破損が見られる。又軸部の全体が弛緩し柱の傾斜はまちまちで下図の如くである。庇柱はすべて後世のもので根元は風雨により腐蝕破損をしていた。貫は後補のものが多く柄穴に対して厚が薄かった。壁は、後補に塗替をされていて破損は少なかった。大引、根太、床板、畳はすべて後補材で根太は転用材が多く破損をしており、大引、床板は破損が僅少で再用をした。畳は、破損を来たしていたので在来品同様に琉球表にすべて新調した。天井は樟縁天井で樟縁、廻縁の破損は少なかったが、天井板は蟻害、腐蝕により破損を生じていた。

三、軒廻り 桁は西側一から三、三から五、東側一から二が当初材で腐蝕破損が甚しかった。他はすべて後補材でほぼ良好なものである。上端には小返しがあり、継手は継ぎであった。樑は一支一・五尺、樑総数四八本のうち一五本が後補、西側庇は総数二四本のうち五本が転用材で他はすべて後補のものであつた。身舎、庇共材料は粗末なもので又、腐蝕破損が大であつた。庇小舞は当初のものではなく寸法もまちまちで破損が大であつた。



第二節 墨書棟札

墨書 面番所側面外側小壁板の墨書

「安政二卯十一月十四日吉祥

御 関 所」

面番所上の間天井板裏の墨書

「安政三年

事業概要

面番所 半解体修理工事（礎石、軸部、小屋組を除く）
同心及下改勝手 解体修理工事

着工 昭和四十六年一月

竣工 昭和四十六年十二月

総工費 千五百九十九万九千三十一円

収入内訳

国庫補助金 六百二十一万円
静岡県費補助金 二百七万円
新居町負担金 六百六十四万円
雑収入金 二十七万九千三十一円

施工者 新居町

新居関所（一名、今切関所）の創立は定かでないが、慶長六年（一六〇二）に徳川家康が設置したものとされている。浜名湖口の突端（現在大元屋敷と呼ばれている場所）にあったが、元禄十四年（一七〇二）津波の被害を受けて後退し（現在中屋敷と呼ばれている場所）に移された。そして宝永五年（一七〇八）に再び津波の被害を受けて現在の地に移された。この時の建物は安政元年の大地震で大破し、現在の建物は、安政三年（一八五六）に建替えられたもので、面番所、同心及下改勝手が現存している。

関所の主要建物は面番所でこれに、書院、番頭勝手、同心及下改勝手が接統している。書院は昭和三十三年に復旧され、番頭勝手の跡には、昭和二十二年に町長室が設けられたが今回撤去した。

今回の修理は面番所、同心及下改勝手の修理で、番頭勝手の復元工事は行わなかった。

関所は現在の地に建立後十二年で明治維新を迎え、同二年に鹿岡となり同六年より大正四年まで学校に、同五年から昭和二十六年まで役場に使われていた為、明治中期より近年に至るまで小規模ながら幾度か改造が加えられ、建具及間仕切の変更が行われ雑然としていた。

面番所の修理は、半解体修理工事で屋根葺替（野焼、野地の取替及保修）、正面面土庇解体（礎石剥ぎ直し）、背面廊下整備、建物の傾斜是正、同心及下改勝手の修理は解体修理工事で、組直したが、構造形式等は旧規の踏襲につとめ、後世改革要部については資料に基づき、可及的当初の形式に復旧整備した。

現状変更要旨

面番所

- 一、北側西端の間の内側漆喰壁を板壁にした。（柱に板壁の板決りが残存）
- 二、東側及び西側各二間の壁を撤去して、各間障子引連戸に復し、外部に雨戸を建込み、各北端に戸箱を復した。（鴨居、敷居及雨戸鴨居、敷居が残存）
- 三、正面（南面）の両端に雨戸の戸箱を復した。（雨戸鴨居、敷居が残存）
- 四、中の間及上の間の正面西端の間の欄間を撤去して板壁の小壁に復した。（柱の対応面に太鼓板壁の板決りが残存）
- 五、正面及両側面に葛石を復した。（両側面に葛石が土庇柱筋に残存）
- 六、背面西より五間の各柱間装置を整備した。

七、三疊の間、南西側面の内側漆喰壁を板壁に復した。(柱に板壁の板決りが残存)

八、背面床の間、各三間の天井の高さを旧規に復した。(柱及母屋になつてゐる所に天井板の快りが残存)

同心及下改勝手

一、北側西の間の窓を撤去して真壁に復した。(柱に真壁の木舞及腰貫穴が残存)

二、北側東の間の窓の硝子戸を障子に復し外側に雨戸及戸箱を設けた。(鴨居、敷居の納穴が残存)

三、同心勝手西側北端の間の床の間を撤去し真壁に復した。(柱に真壁の木舞及腰貫穴が残存)

四、同心勝手西側中央間の真壁を撤去し、障子引連一本建に改めた。(右図を参考にこの間を掃出しに改める)

五、同心勝手東側北端の間の窓を撤去して真壁に復した。(柱に木舞及腰貫穴が残存)

六、同心勝手東側中央間の硝子戸を障子に改め雨戸を設けた。(当初は障子と思われ又、雨戸鴨居が残存)

七、同心及下改勝手境の建具構えを西側の間を真壁に復した。(西側柱の対面に木舞穴が残存)

八、下改勝手西側北の間硝子戸を障子戸に改めた。

九、下改勝手東側北の間の窓を撤去して掃出しの障子引連一本建に復した。(敷居納跡が残存)

十、同心及下改勝手西側に接続する便所、土間、押入を撤去し縁に改めた。(古図に倣つて縁に復す)

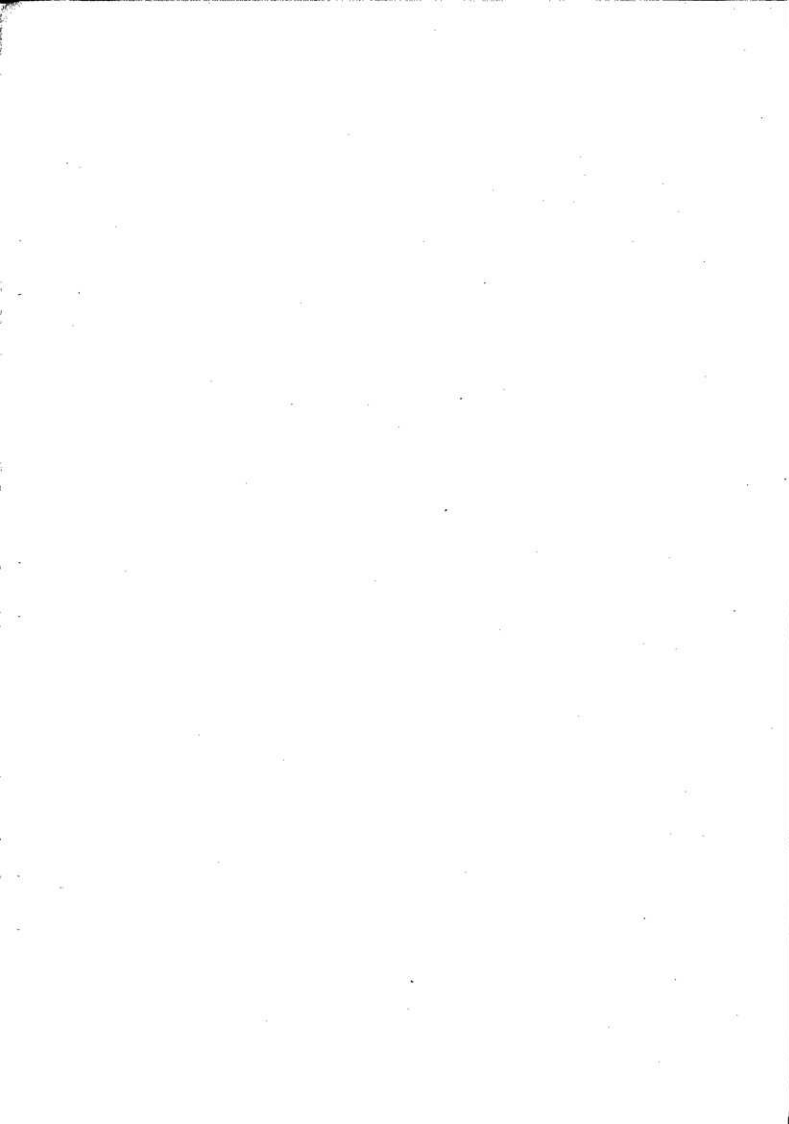
十一、下改勝手南側間間の硝子戸を障子戸に改めた。

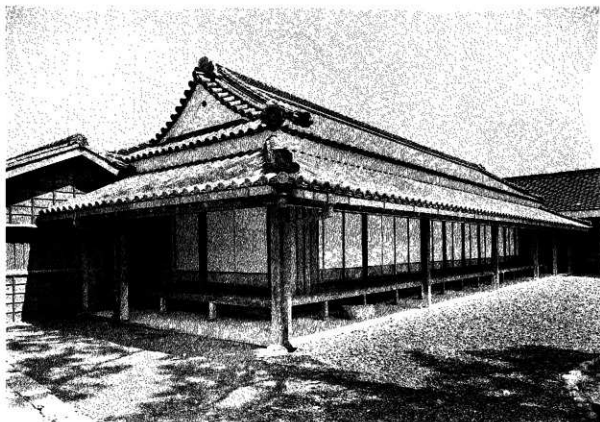
以上、工事の概要を記し後表とする。

昭和四十六年十二月二十一日

特別史跡新居関跡修理工事

新居町長	鈴木清
同教育長	永坂明雄
工事監督	澤野謙
専任技術者	英勝己



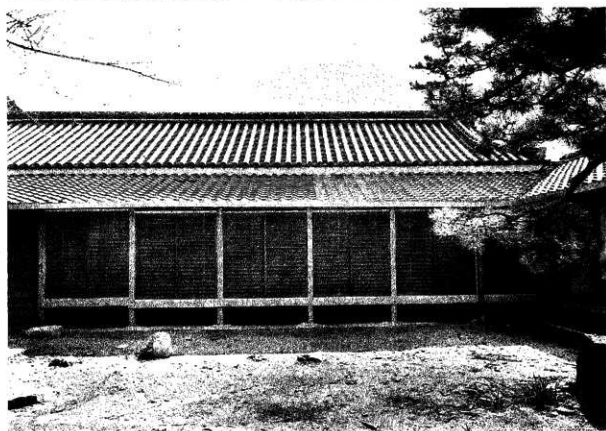
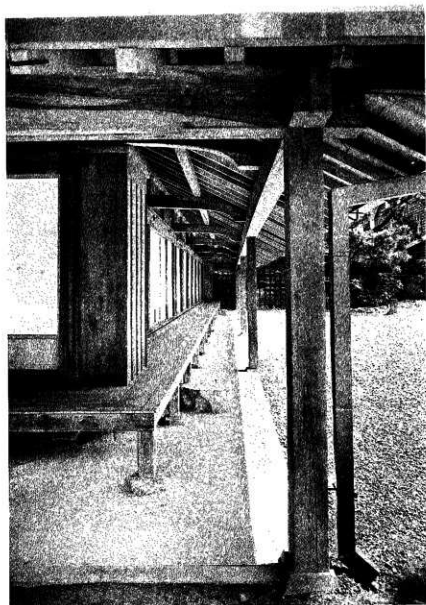


1 竣工 面番所南西面及同心及下改勝手南面

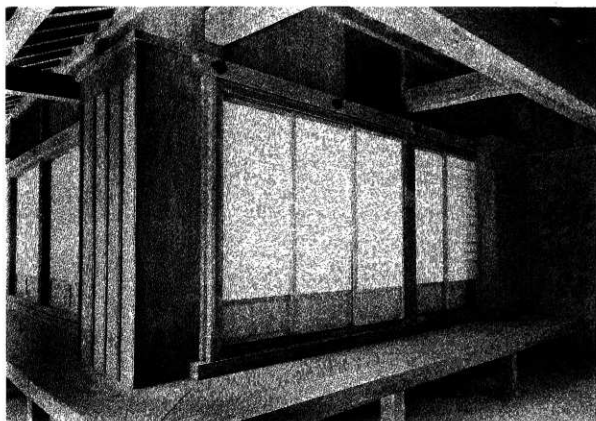


2 竣工 面番所南面

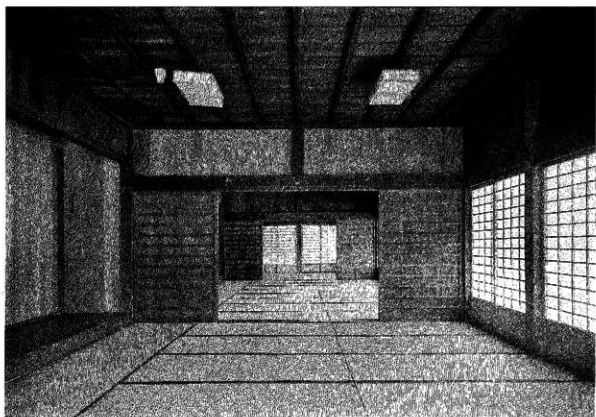
3
竣工 面番所土庇詳細



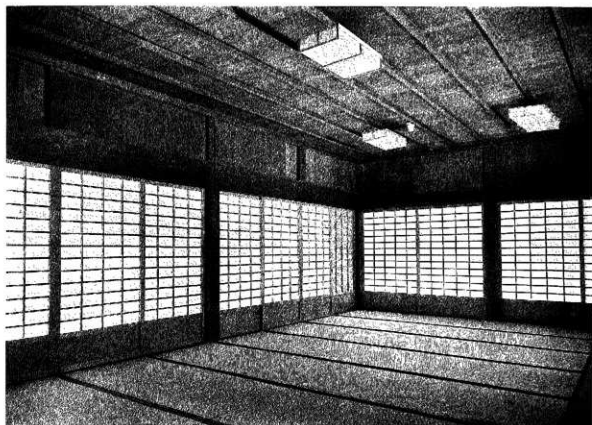
4 竣工 面番所北面廊下



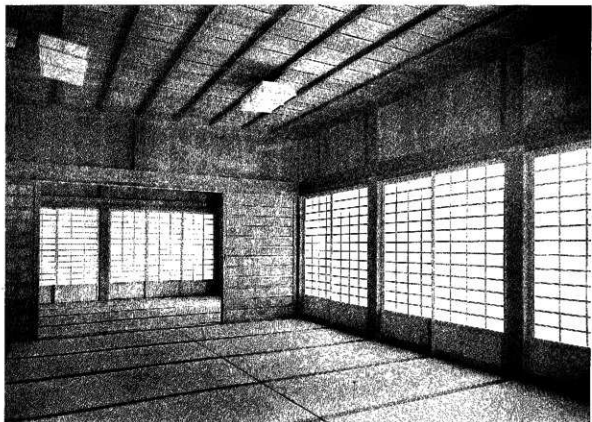
5 竣工 面番所東面詳細



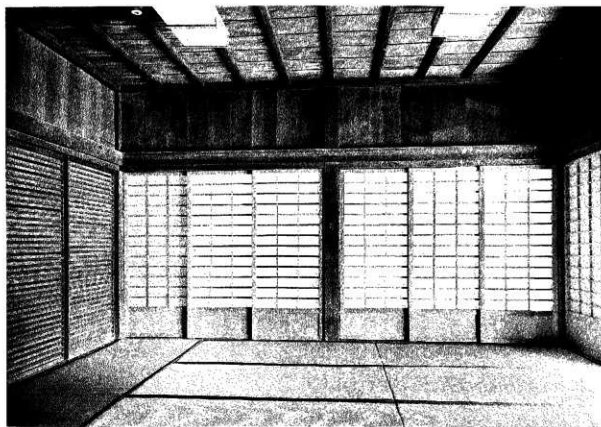
6 竣工 面番所次ノ間より中ノ間、上ノ間を望む



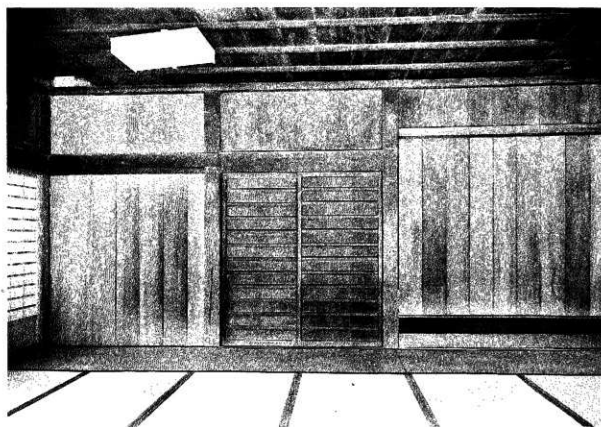
7 竣工 面番所次ノ間南西面



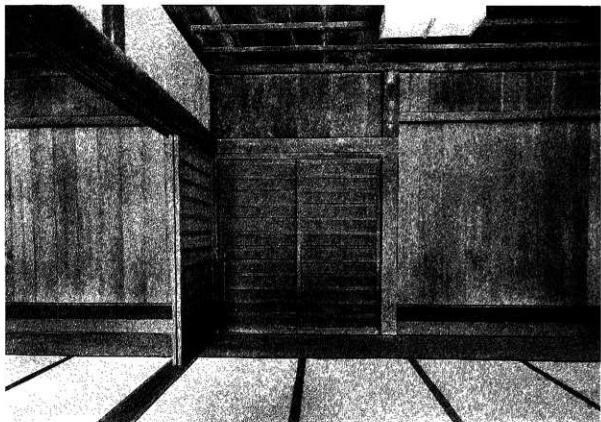
8 竣工 面番所中ノ間より上ノ間を望む



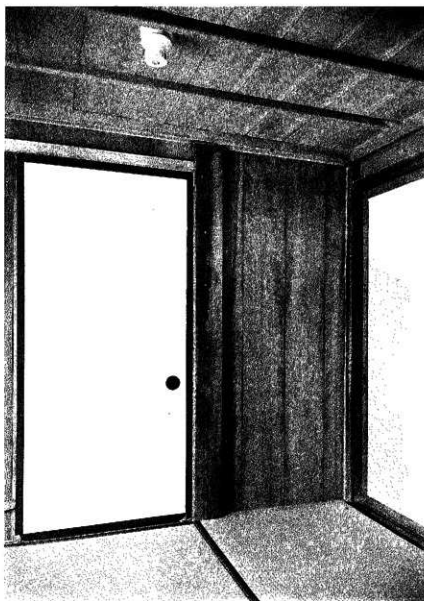
9 竣工 面番所上ノ間



10 竣工 面番所次ノ間北面詳細

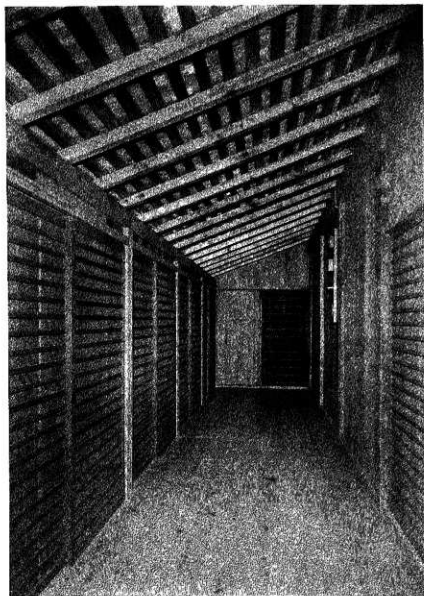


11 竣工 面番所中の間及次の間北面詳細

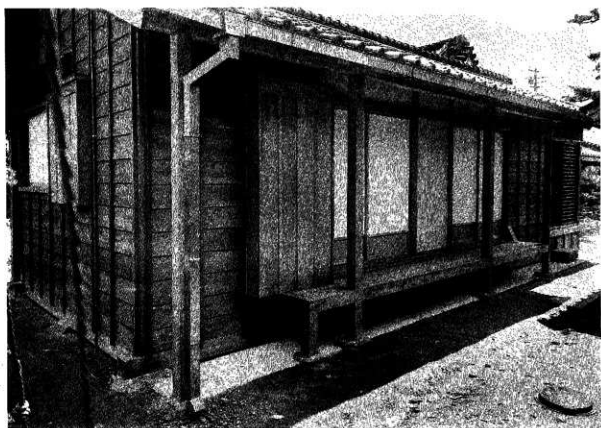


12 竣工 面番所3帖の間詳細

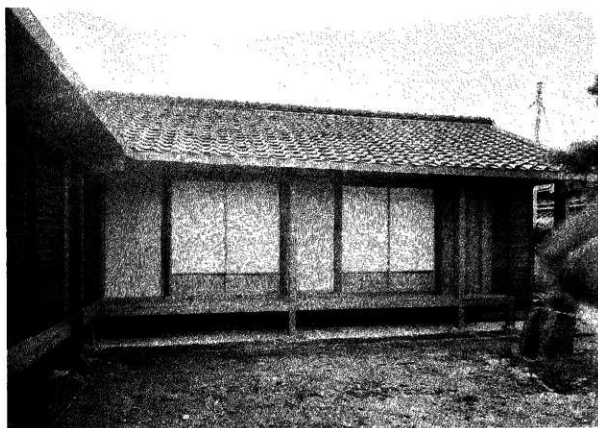
13 竣工 面番所北面廊下



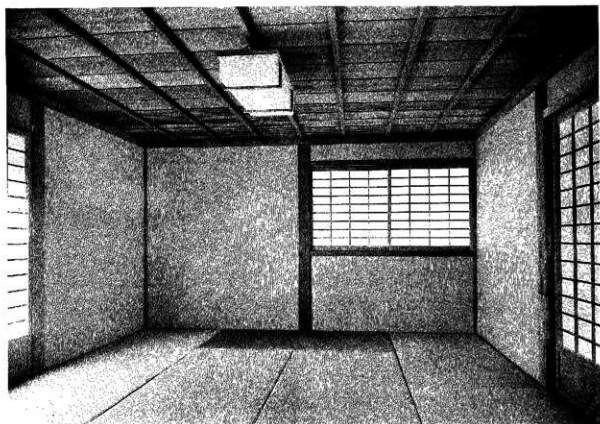
14 竣工 同心及下改勝手東北面



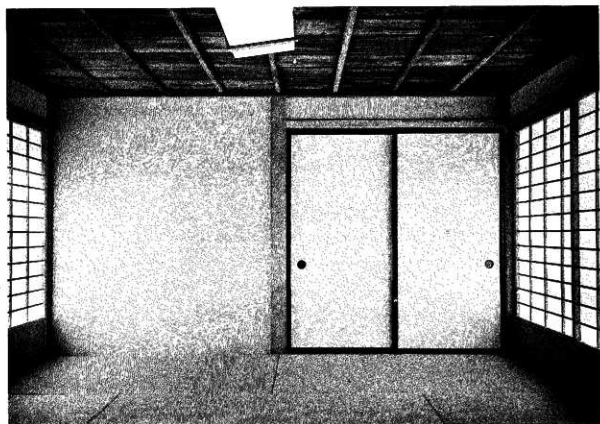
15 竣工 同心及下改勝手西北面



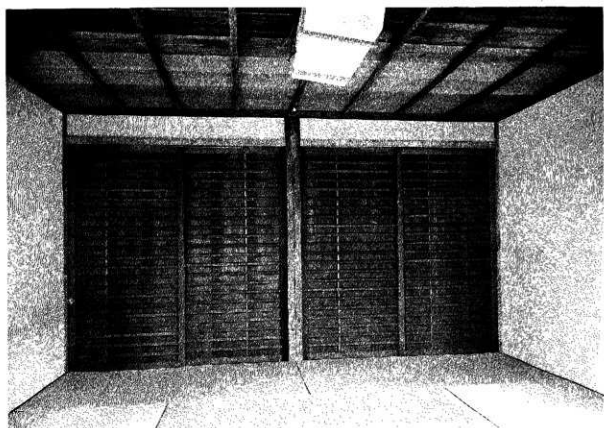
16 竣工 同心及下改勝手東面



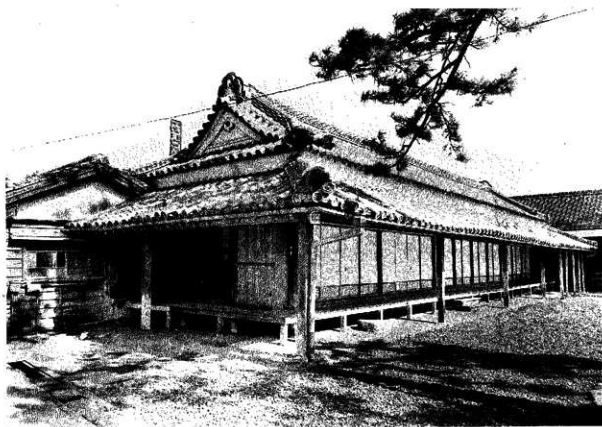
17 竣工 同心勝手北面



18 竣工 下改勝手北面



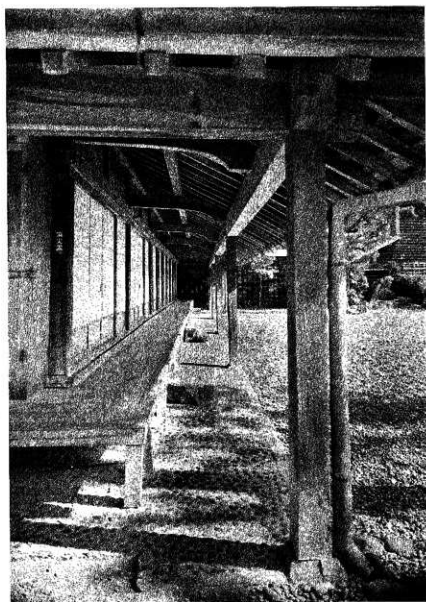
19 竣工 下改勝手南面



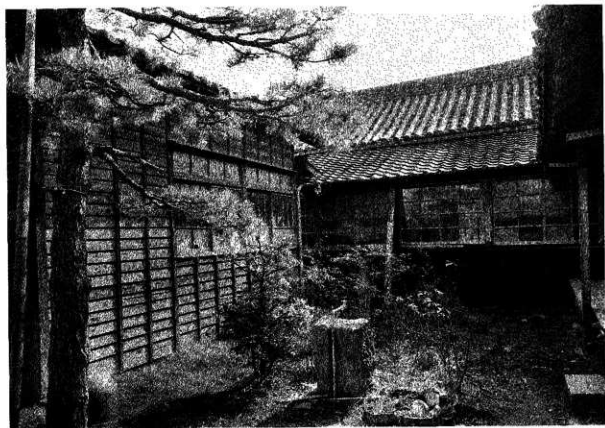
20 修理前 面番所南西面及同心及下改勝手南面



21 修理前 面番所南面



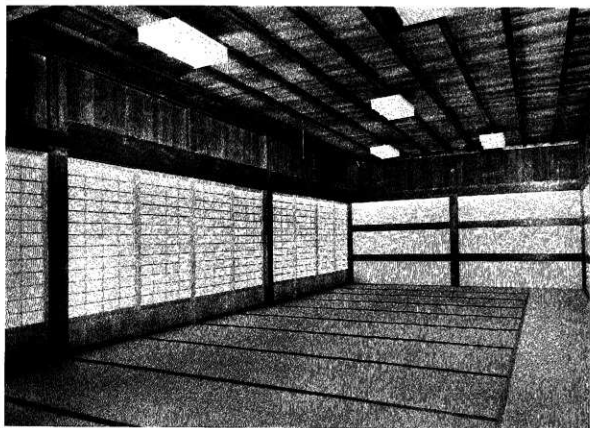
22
修理前
面番所土庇詳細



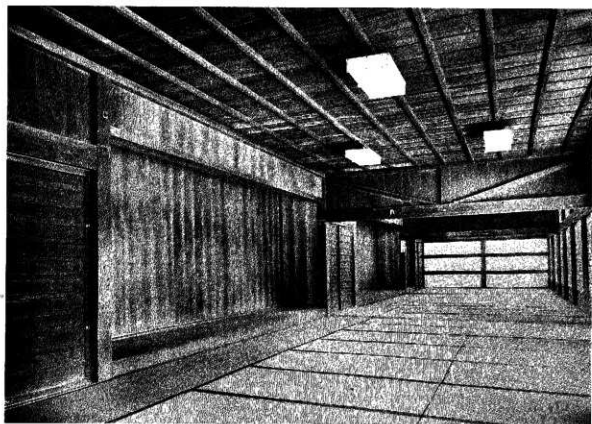
23 修理前 面番所北面廊下及旧町長室西面



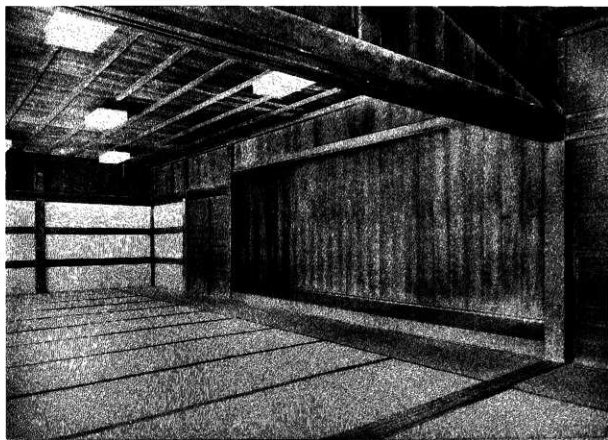
24 修理前 面番所北面廊下及書院



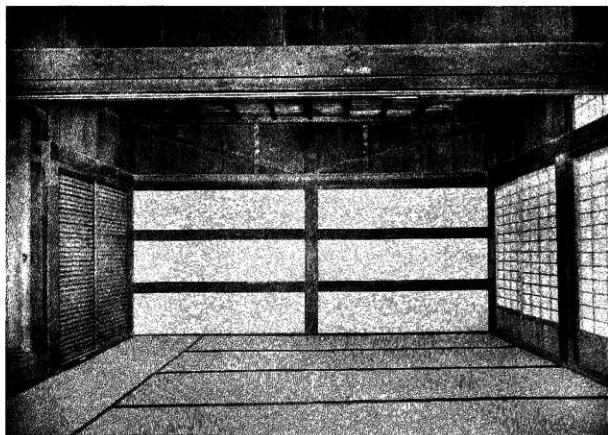
25 修理前 面番所次ノ間南西面



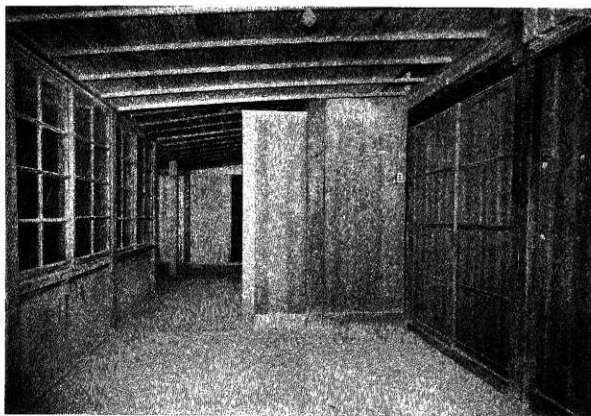
26 修理前 面番所次ノ間より中ノ間及上ノ間を望む



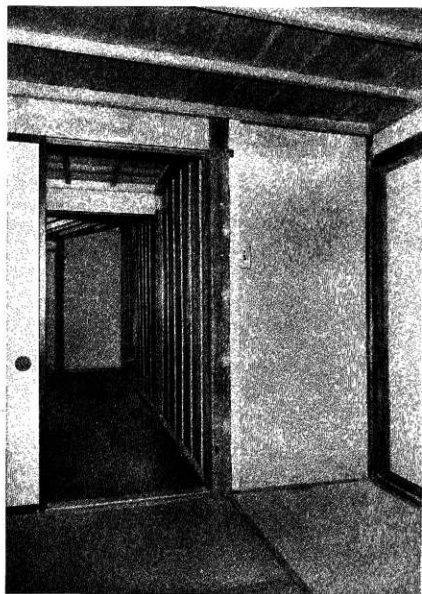
27 修理前 面番所次ノ間北西面



28 修理前 面番所上ノ間東面



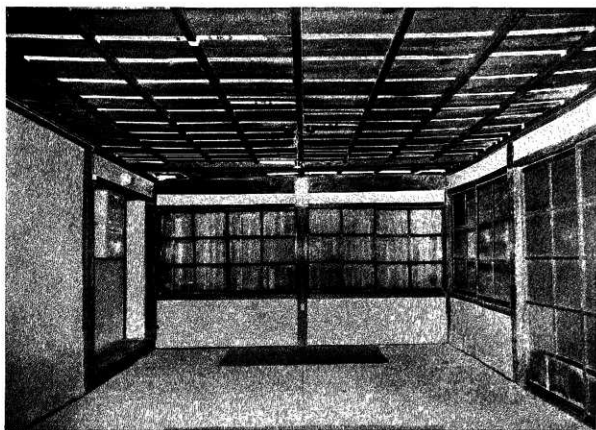
29 修理前 面番所北面廊下



30
修理前 面番所3帖の間及び書院廊下



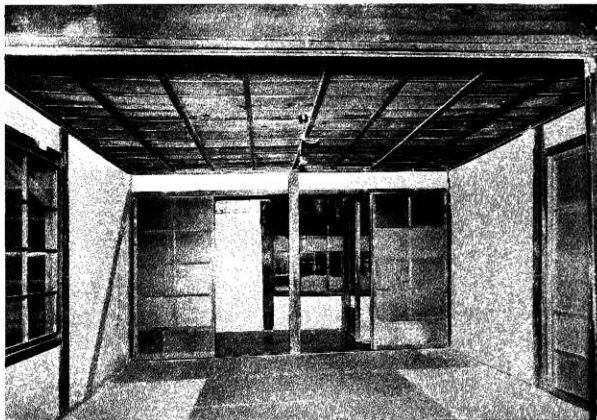
31 修理前 面審所北面廊下及同心及下改勝手東面



32 修理前 同心勝手北面

33

修理前
下改勝手東面詳細



34

面番所野地解体
(1)



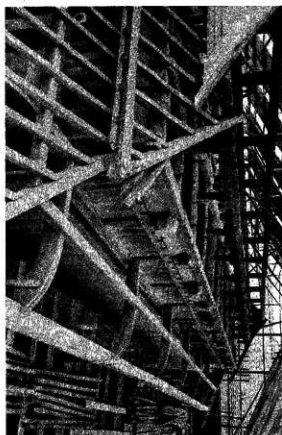
35

同
上
(2)

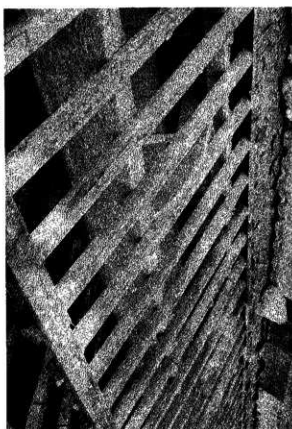




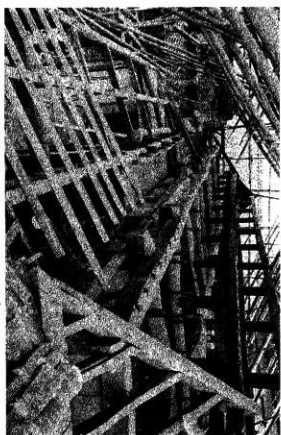
36 面番所對樓及軒附作



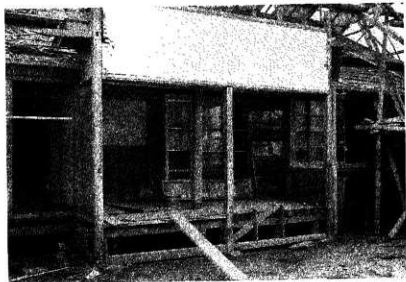
38 面番所土庇解作(2)



37 面番所土庇解作(1)



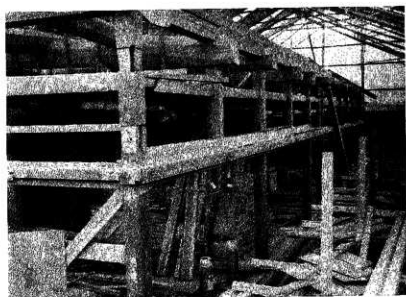
39 面番所北面解下解作



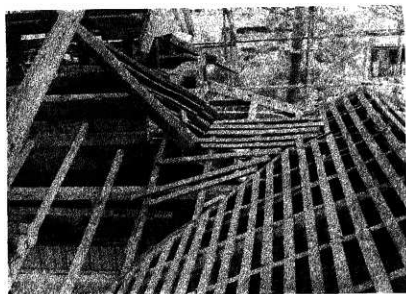
41 面番所接続の旧町長室解体撤去



40 面番所北面廊下及床ノ間解体



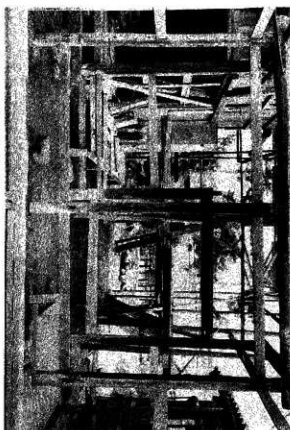
42 面番所上庇解体



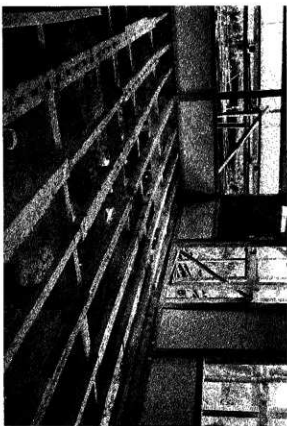
43 同心及下改勝手野地解体



44 同心及下改勝手小室組解体



46 同心及下改勝手軸組解体



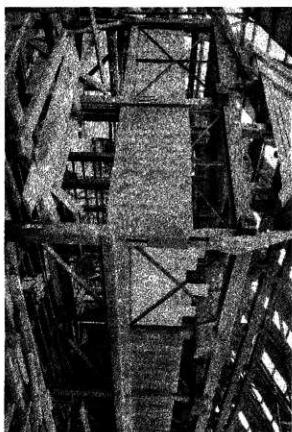
45 同心及下改勝手床解体



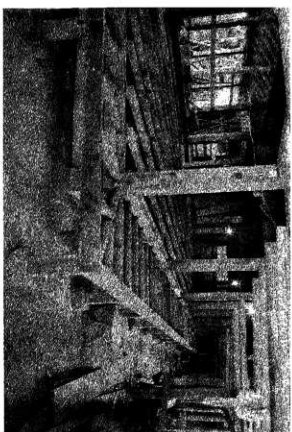
47 同心及下改勝手礎石現狀



48 面番所土庇礎石据付け



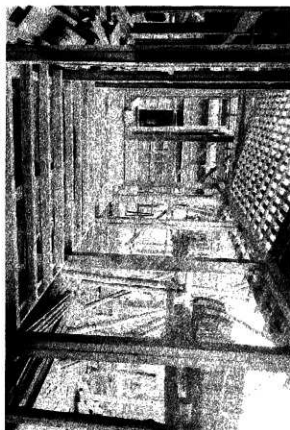
50 面番所板壁取付



49 面番所床及縁組立



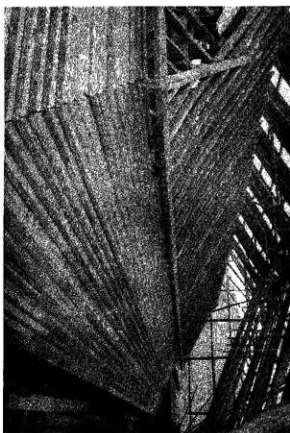
51 面番所土庇組立



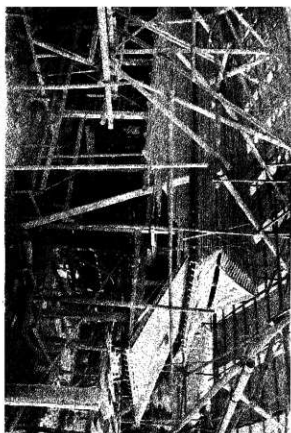
52 面番所北面廊下組立



53 面番所上座組立



54 面番所野地取付(1)



55 面番所野地取付(2)



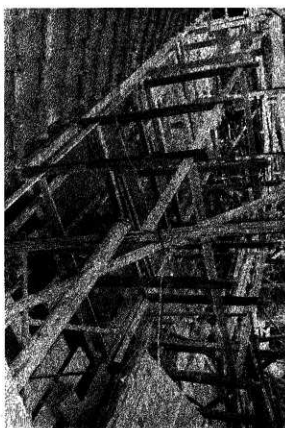
56 面所土層



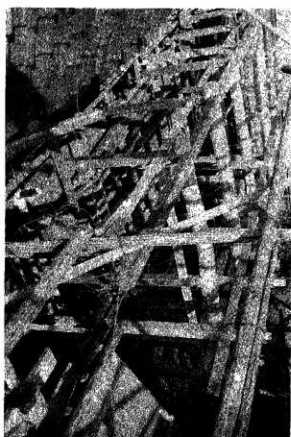
57 面所木瓦



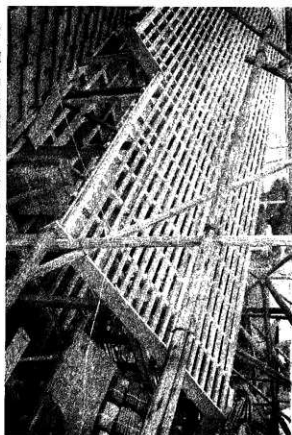
58 同心及下凹勝手壁付



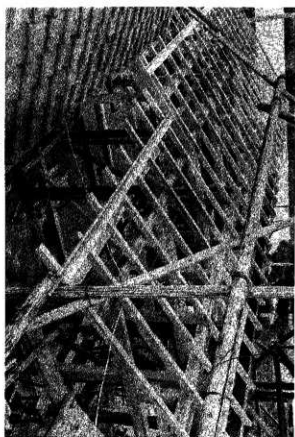
59 同心及下凹勝手壁付(1)



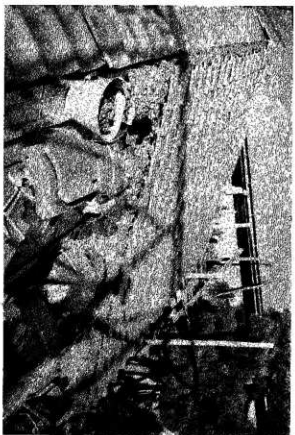
60 同心及下改勝手組組(2)



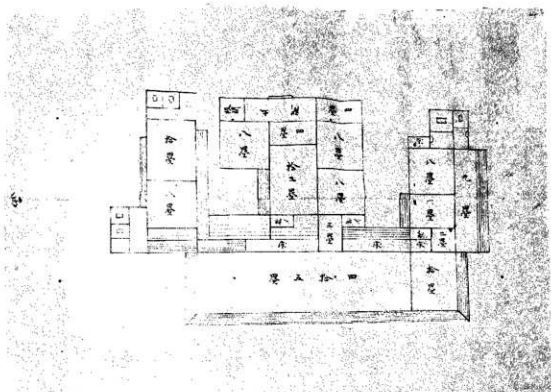
62 同心及下改勝手野地方舞取付



61 同心及下改勝手柱取付

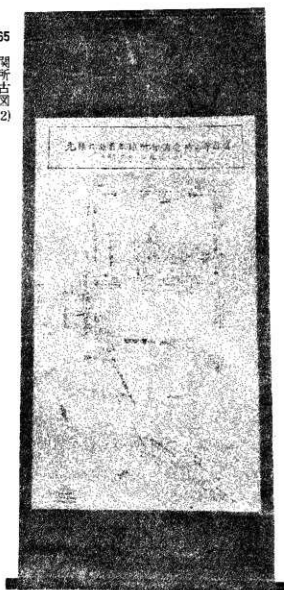


63 同心及下改勝手棧瓦葺

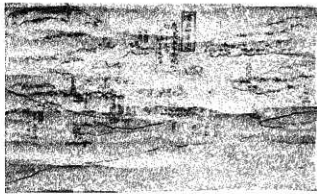
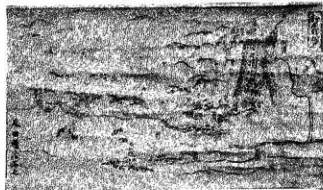
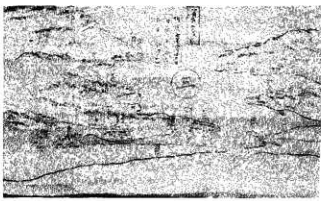
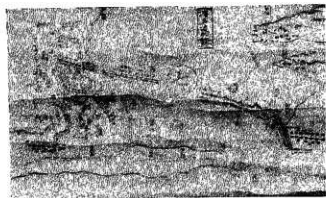
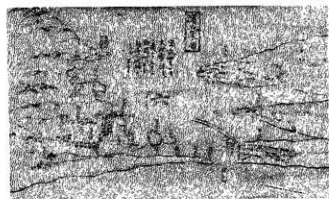
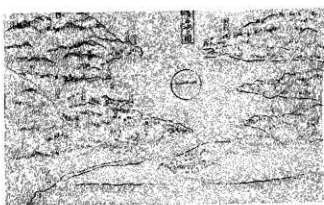
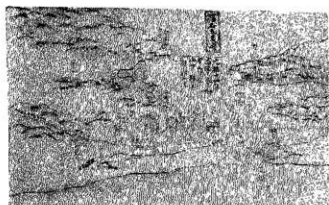


64 閤所古図(1)

65
閤所古図
(2)

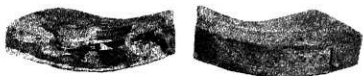


濱名湖口變遷圖

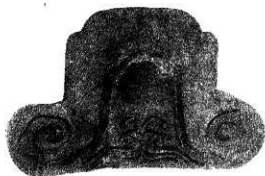




72 隅唐草瓦



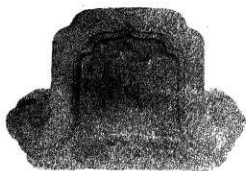
67 唐草瓦各種



73 隅棟鬼瓦



68 平瓦各種



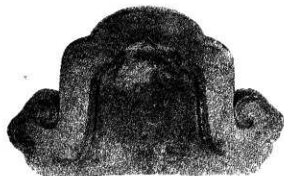
74 降棟鬼瓦



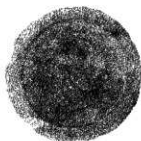
69 二ノ平瓦各種



70 隅巴瓦



75 隅棟鬼瓦 (当初)



71 巴瓦

79 安政二年棟札



78 安政二年棟札



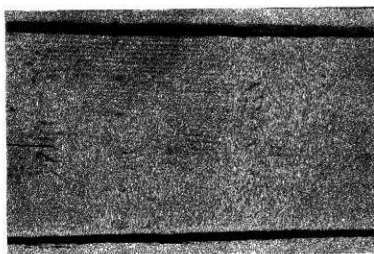
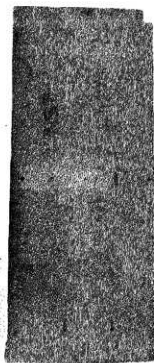
77 嘉永二年棟札



76 文政十一年棟札



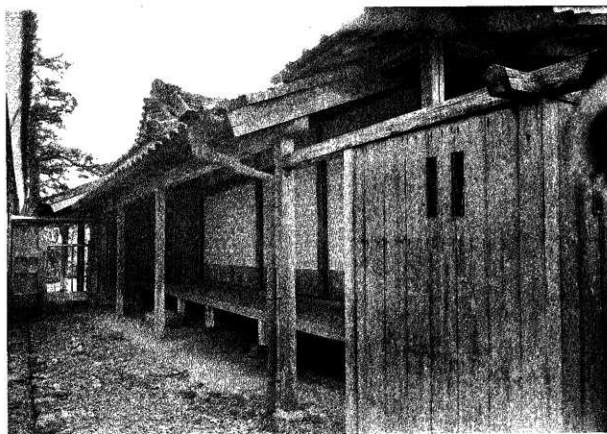
81 上ノ間板壁墨書



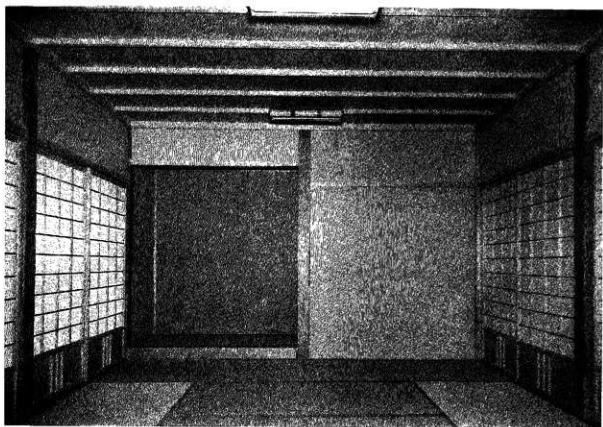
80 次ノ間天井板墨書



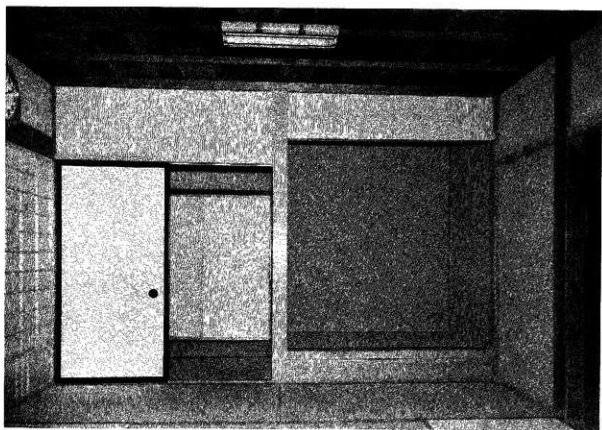
82 書院西面



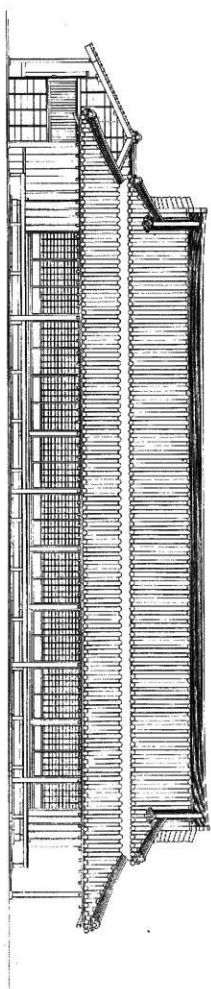
83 書院東面

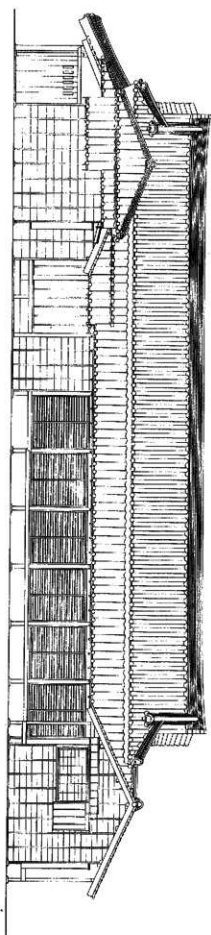


84 吉院北面床ノ間

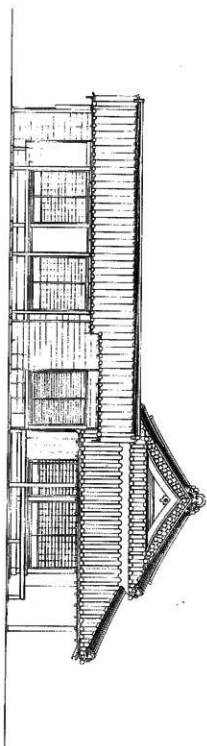


85 相ノ間南面床ノ間及2帖の間



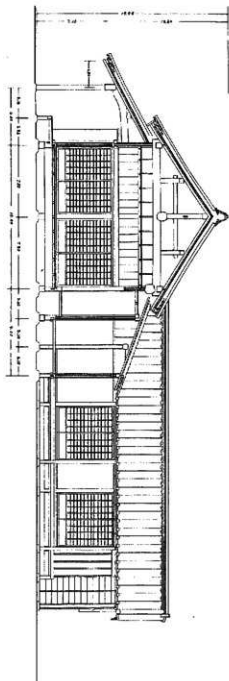


3 竣工 面番所・書院・同心及び下改勝手背面図

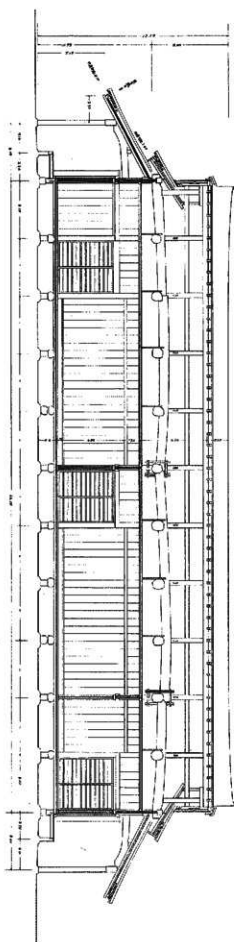


4 竣工 面番所・同心及び下改勝手側面図



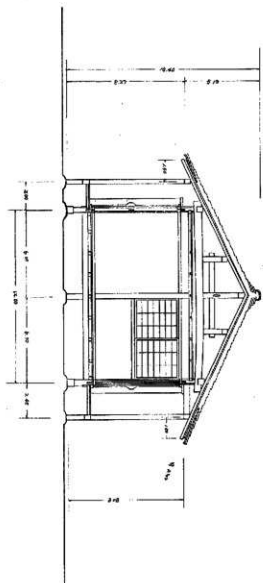


5 坡 1. 南番所橫断面、同心及下改勝手東側面図

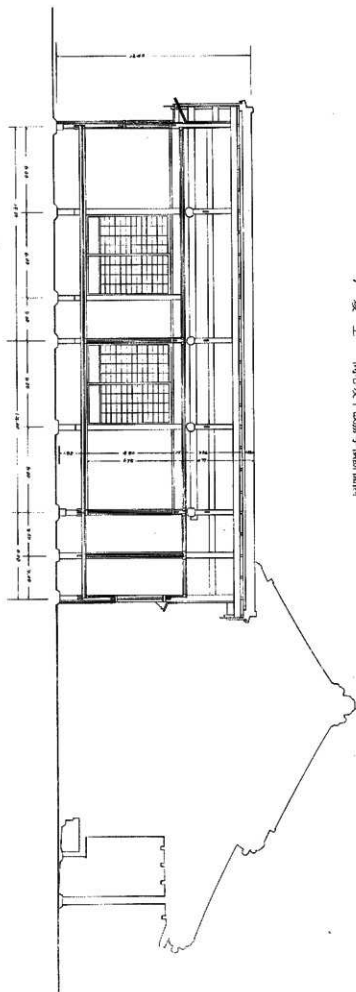


6 坡 工 西番所縦断面図

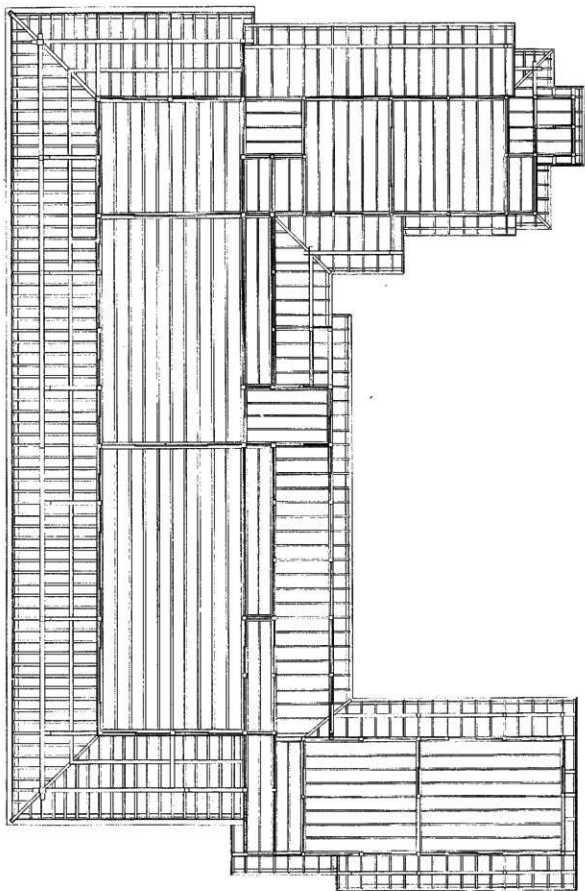


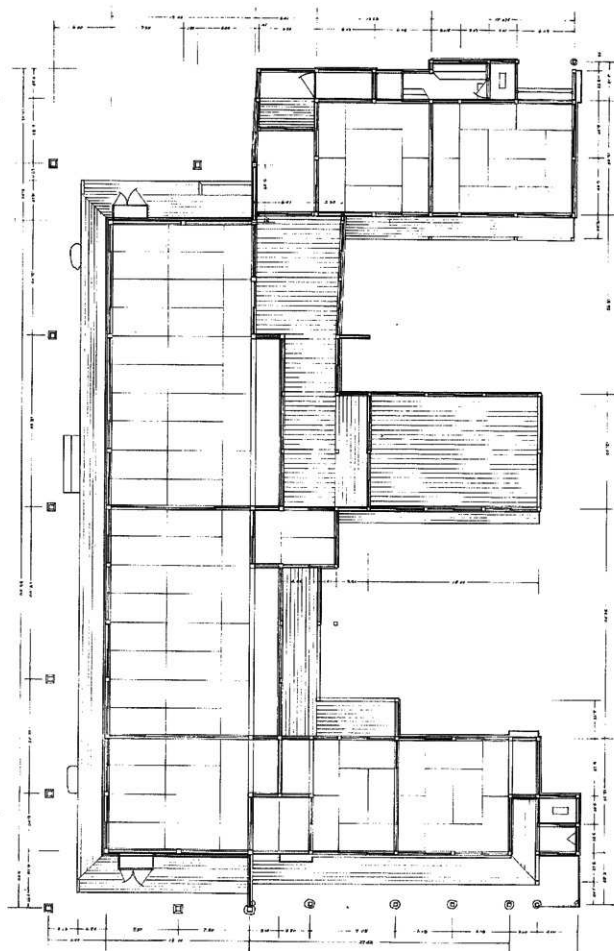


7 竣工 同心及下改歸于橫斷面圖

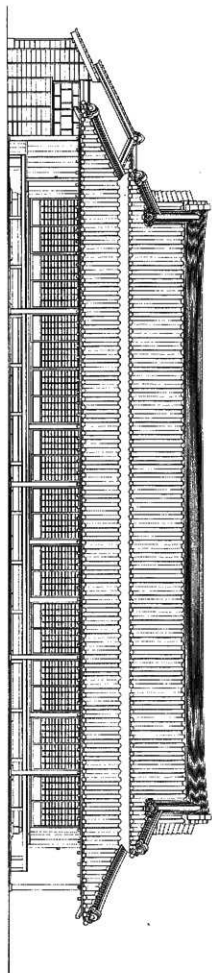


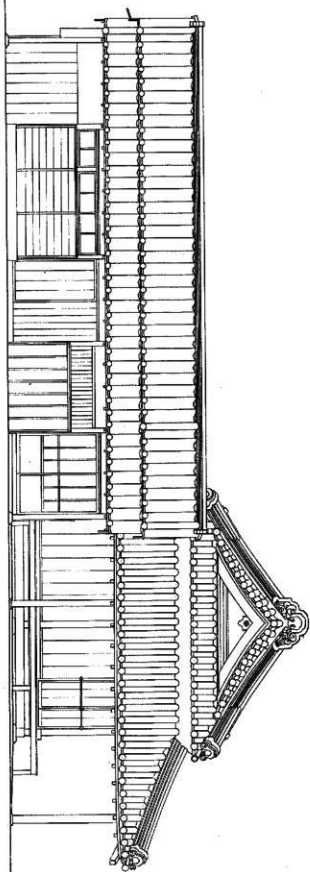
8 竣工 同心及下改歸于橫斷面圖



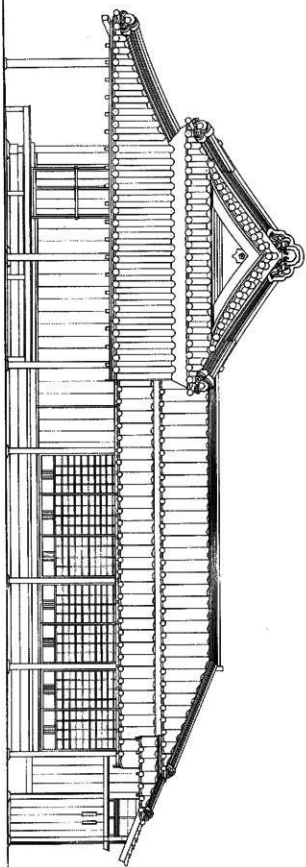


11 修理前 面番所正面図



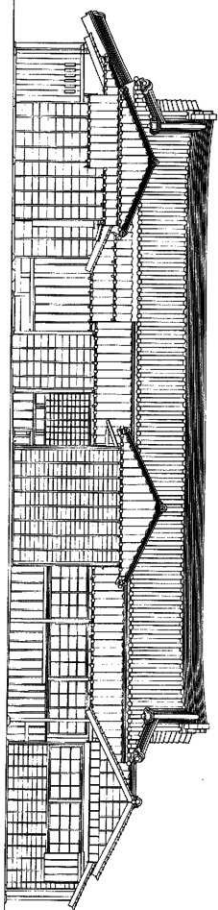


12 修理前 面番所・同心及下忍勝手西側面図

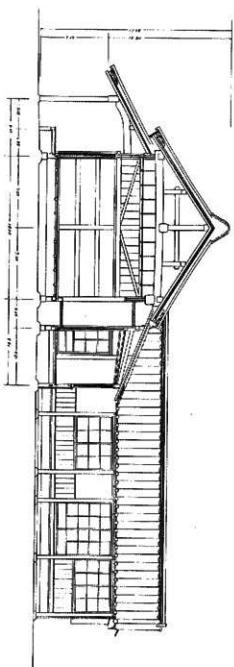


13 修理前 面番所・持院東側面図



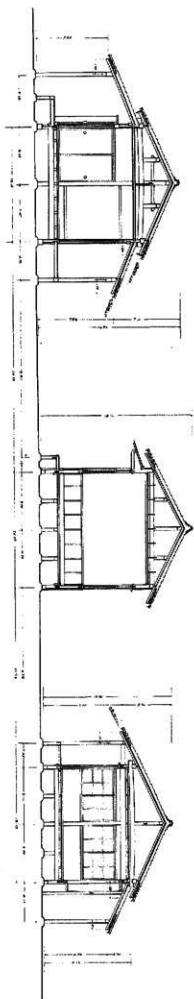


14 修理前 面番所・書院・同心及下改勝手背面図

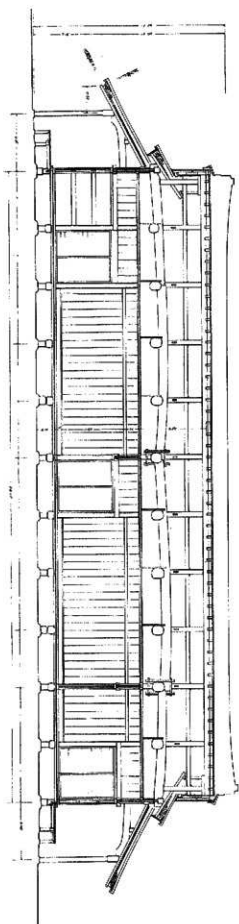


15 修理前 面番所横断面、同心及下改勝手東側面図



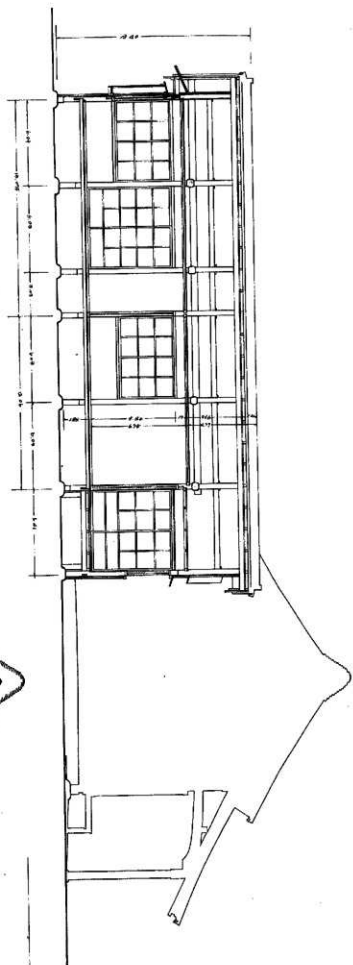


16 修理前 苦院・旧时菜室・同心及下改勝手横断面图

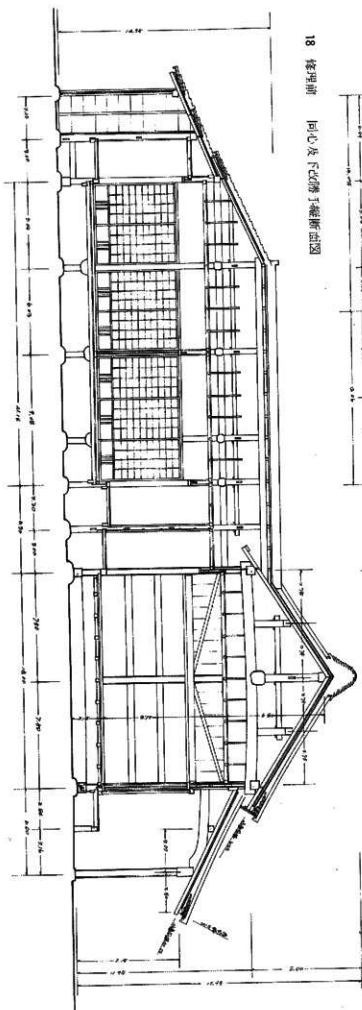


17 修理前 面番所横断面图





18 修理前 同心及FCC第1層断面図



19 修理前 南番所横断面及普院横断面図



昭和四十六年十二月

特別史跡 新居関跡修理工事報告書

編集

発行

財団法人文化財建造物保存技術協会

印刷

真陽社

製本

京都市下京区清小路仏之寺上入

TEL(〇七五)三五一六〇三四

